

0001

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「法律の優位」について、学習メモ「法律の優位は、行政権も法律に拘束されるという法治行政の中核である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「法律の留保」について、学習メモ「行政書士試験では、法律の優位と法律の留保を概念上区別して理解することが重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「法律の優位」は妥当 / B「法律の留保」も妥当

イ . A「法律の優位」は妥当 / B「法律の留保」は不妥当

ウ . A「法律の優位」は不妥当 / B「法律の留保」は妥当

エ . A「法律の優位」は不妥当 / B「法律の留保」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：法律の優位は、行政権も法律に拘束されるという法治行政の中核である。 Bの根拠：行政書士試験では、法律の優位と法律の留保を概念上区別して理解することが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0002

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「法律の留保」について、学習メモ「行政書士試験では、法律の優位と法律の留保を概念上区別して理解することが重要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「憲法41条」について、学習メモ「憲法41条は国会を「国の唯一の立法機関」と定めるが、法律の委任等に基づく行政立法まで否定するものではない。」を誤った整理として退ける。

ア . A「法律の留保」は妥当 / B「憲法41条」も妥当

イ . A「法律の留保」は妥当 / B「憲法41条」は不妥当

ウ . A「法律の留保」は不妥当 / B「憲法41条」は妥当

エ . A「法律の留保」は不妥当 / B「憲法41条」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政書士試験では、法律の優位と法律の留保を概念上区別して理解することが重要である。 Bの根拠：憲法41条は国会を「国の唯一の立法機関」と定めるが、法律の委任等に基づく行政立法まで否定するものではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0003

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「憲法41条」について、学習メモ「憲法41条は国会を「国の唯一の立法機関」と定めるが、法律の委任等に基づく行政立法まで否定するものではない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「憲法73条6号」について、学習メモ「政令は法律を実施するため制定できるが、罰則については法律の特別の委任が必要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「憲法41条」は妥当 / B「憲法73条6号」も妥当

イ . A「憲法41条」は妥当 / B「憲法73条6号」は不妥当

ウ . A「憲法41条」は不妥当 / B「憲法73条6号」は妥当

エ . A「憲法41条」は不妥当 / B「憲法73条6号」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：憲法41条は国会を「国の唯一の立法機関」と定めるが、法律の委任等に基づく行政立法まで否定するものではない。 Bの根拠：政令は法律を実施するため制定できるが、罰則については法律の特別の委任が必要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0004

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「憲法73条6号」について、学習メモ「政令は法律を実施するため制定できるが、罰則については法律の特別の委任が必要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「条例・法律の範囲内」について、学習メモ「条例は地方自治の重要な法源だが、憲法94条により「法律の範囲内」という制約を受ける。」を誤った整理として退ける。

ア . A「憲法73条6号」は妥当 / B「条例・法律の範囲内」も妥当

イ . A「憲法73条6号」は妥当 / B「条例・法律の範囲内」は不妥当

ウ . A「憲法73条6号」は不妥当 / B「条例・法律の範囲内」は妥当

エ . A「憲法73条6号」は不妥当 / B「条例・法律の範囲内」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：政令は法律を実施するため制定できるが、罰則については法律の特別の委任が必要である。 Bの根拠：条例は地方自治の重要な法源だが、憲法94条により「法律の範囲内」という制約を受ける。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0005

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「条例・法律の範囲内」について、学習メモ「条例は地方自治の重要な法源だが、憲法94条により「法律の範囲内」という制約を受ける。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「法規範の優劣」について、学習メモ「行政法の法源を学ぶ際は、憲法・法律・命令・条例等の上下関係と、それぞれの制定根拠を区別する。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「条例・法律の範囲内」は妥当 / B「法規範の優劣」も妥当
イ．A「条例・法律の範囲内」は妥当 / B「法規範の優劣」は不妥当
ウ．A「条例・法律の範囲内」は不妥当 / B「法規範の優劣」は妥当
エ．A「条例・法律の範囲内」は不妥当 / B「法規範の優劣」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：条例は地方自治の重要な法源だが、憲法94条により「法律の範囲内」という制約を受ける。Bの根拠：行政法の法源を学ぶ際は、憲法・法律・命令・条例等の上下関係と、それぞれの制定根拠を区別する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0006

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「法規範の優劣」について、学習メモ「行政法の法源を学ぶ際は、憲法・法律・命令・条例等の上下関係と、それぞれの制定根拠を区別する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「委任の限界」について、学習メモ「委任命令は白紙委任を当然に許すものではなく、授權法の目的・趣旨・委任範囲に拘束される。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「法規範の優劣」は妥当 / B「委任の限界」も妥当
イ．A「法規範の優劣」は妥当 / B「委任の限界」は不妥当
ウ．A「法規範の優劣」は不妥当 / B「委任の限界」は妥当
エ．A「法規範の優劣」は不妥当 / B「委任の限界」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政法の法源を学ぶ際は、憲法・法律・命令・条例等の上下関係と、それぞれの制定根拠を区別する。Bの根拠：委任命令は白紙委任を当然に許すものではなく、授權法の目的・趣旨・委任範囲に拘束される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0007

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「委任の限界」について、学習メモ「委任命令は白紙委任を当然に許すものではなく、授權法の目的・趣旨・委任範囲に拘束される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「法源の分類」について、学習メモ「「誰が制定したか」だけでなく、法的根拠と対外的な規範性を見て法規命令・行政規則を区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「委任の限界」は妥当 / B「法源の分類」も妥当

イ．A「委任の限界」は妥当 / B「法源の分類」は不妥当

ウ．A「委任の限界」は不妥当 / B「法源の分類」は妥当

エ．A「委任の限界」は不妥当 / B「法源の分類」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：委任命令は白紙委任を当然に許すものではなく、授權法の目的・趣旨・委任範囲に拘束される。Bの根拠：「誰が制定したか」だけでなく、法的根拠と対外的な規範性を見て法規命令・行政規則を区別する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0008

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「法源の分類」について、学習メモ「「誰が制定したか」だけでなく、法的根拠と対外的な規範性を見て法規命令・行政規則を区別する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「憲法98条・条約遵守」について、学習メモ「行政法の法源は国内法だけに限定して考えるのではなく、憲法98条の規定も押さえる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「法源の分類」は妥当 / B「憲法98条・条約遵守」も妥当

イ．A「法源の分類」は妥当 / B「憲法98条・条約遵守」は不妥当

ウ．A「法源の分類」は不妥当 / B「憲法98条・条約遵守」は妥当

エ．A「法源の分類」は不妥当 / B「憲法98条・条約遵守」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：「誰が制定したか」だけでなく、法的根拠と対外的な規範性を見て法規命令・行政規則を区別する。Bの根拠：行政法の法源は国内法だけに限定して考えるのではなく、憲法98条の規定も押さえる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0009

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「憲法98条・条約遵守」について、学習メモ「行政法の法源は国内法だけに限定して考えるのではなく、憲法98条の規定も押さえる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「公益と法律拘束」について、学習メモ「行政目的の公益性と、行政活動の適法性は別問題である。法治行政では目的が正当でも法的根拠・限界を守る必要がある。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「憲法98条・条約遵守」は妥当 / B「公益と法律拘束」も妥当

イ . A「憲法98条・条約遵守」は妥当 / B「公益と法律拘束」は不妥当

ウ . A「憲法98条・条約遵守」は不妥当 / B「公益と法律拘束」は妥当

エ . A「憲法98条・条約遵守」は不妥当 / B「公益と法律拘束」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政法の法源は国内法だけに限定して考えるのではなく、憲法98条の規定も押さえる。Bの根拠：行政目的の公益性と、行政活動の適法性は別問題である。法治行政では目的が正当でも法的根拠・限界を守る必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0010

行政法総論 > 法律による行政・行政法の法源 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「公益と法律拘束」について、学習メモ「行政目的の公益性と、行政活動の適法性は別問題である。法治行政では目的が正当でも法的根拠・限界を守る必要がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「法律の優位」について、学習メモ「法律の優位は、行政権も法律に拘束されるという法治行政の中核である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「公益と法律拘束」は妥当 / B「法律の優位」も妥当

イ . A「公益と法律拘束」は妥当 / B「法律の優位」は不妥当

ウ . A「公益と法律拘束」は不妥当 / B「法律の優位」は妥当

エ . A「公益と法律拘束」は不妥当 / B「法律の優位」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政目的の公益性と、行政活動の適法性は別問題である。法治行政では目的が正当でも法的根拠・限界を守る必要がある。Bの根拠：法律の優位は、行政権も法律に拘束されるという法治行政の中核である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0011

行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「主体と機関」について、学習メモ「処分をした「機関」と、法的効果が帰属する「主体」を分けて考えると行政組織法の理解が安定する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「地方公共団体の法人格」について、学習メモ「地方公共団体は単なる国の出先機関ではなく、法令上法人格を有する行政主体である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「主体と機関」は妥当 / B「地方公共団体の法人格」も妥当
イ．A「主体と機関」は妥当 / B「地方公共団体の法人格」は不妥当
ウ．A「主体と機関」は不妥当 / B「地方公共団体の法人格」は妥当
エ．A「主体と機関」は不妥当 / B「地方公共団体の法人格」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：処分をした「機関」と、法的効果が帰属する「主体」を分けて考えると行政組織法の理解が安定する。 Bの根拠：地方公共団体は単なる国の出先機関ではなく、法令上法人格を有する行政主体である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0012

行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「地方公共団体の法人格」について、学習メモ「地方公共団体は単なる国の出先機関ではなく、法令上法人格を有する行政主体である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「独立行政法人」について、学習メモ「行政主体には国・地方公共団体だけでなく、公法人として設けられた独立行政法人等も含まれ得る。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「地方公共団体の法人格」は妥当 / B「独立行政法人」も妥当
イ．A「地方公共団体の法人格」は妥当 / B「独立行政法人」は不妥当
ウ．A「地方公共団体の法人格」は不妥当 / B「独立行政法人」は妥当
エ．A「地方公共団体の法人格」は不妥当 / B「独立行政法人」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：地方公共団体は単なる国の出先機関ではなく、法令上法人格を有する行政主体である。 Bの根拠：行政主体には国・地方公共団体だけでなく、公法人として設けられた独立行政法人等も含まれ得る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0013

行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「独立行政法人」について、学習メモ「行政主体には国・地方公共団体だけでなく、公法人として設けられた独立行政法人等も含まれ得る。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「国家行政機関の種類」について、学習メモ「国家行政組織法は、省・委員会・庁を中心に国の行政組織を定めている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「独立行政法人」は妥当 / B「国家行政機関の種類」も妥当

イ．A「独立行政法人」は妥当 / B「国家行政機関の種類」は不妥当

ウ．A「独立行政法人」は不妥当 / B「国家行政機関の種類」は妥当

エ．A「独立行政法人」は不妥当 / B「国家行政機関の種類」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政主体には国・地方公共団体だけでなく、公法人として設けられた独立行政法人等も含まれ得る。Bの根拠：国家行政組織法は、省・委員会・庁を中心に国の行政組織を定めている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0014

行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「国家行政機関の種類」について、学習メモ「国家行政組織法は、省・委員会・庁を中心に国の行政組織を定めている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「各省大臣」について、学習メモ「「行政主体」と「各行政機関の長」を混同しないことが重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「国家行政機関の種類」は妥当 / B「各省大臣」も妥当

イ．A「国家行政機関の種類」は妥当 / B「各省大臣」は不妥当

ウ．A「国家行政機関の種類」は不妥当 / B「各省大臣」は妥当

エ．A「国家行政機関の種類」は不妥当 / B「各省大臣」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：国家行政組織法は、省・委員会・庁を中心に国の行政組織を定めている。Bの根拠：「行政主体」と「各行政機関の長」を混同しないことが重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0015 行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「各省大臣」について、学習メモ「「行政主体」と「各行政機関の長」を混同しないことが重要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「行政庁」について、学習メモ「例えば大臣、都道府県知事、市町村長などは、法令上の権限に基づき行政庁となり得る。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「各省大臣」は妥当 / B「行政庁」も妥当
イ．A「各省大臣」は妥当 / B「行政庁」は不妥当
ウ．A「各省大臣」は不妥当 / B「行政庁」は妥当
エ．A「各省大臣」は不妥当 / B「行政庁」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：「行政主体」と「各行政機関の長」を混同しないことが重要である。Bの根拠：例えば大臣、都道府県知事、市町村長などは、法令上の権限に基づき行政庁となり得る。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0016 行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「行政庁」について、学習メモ「例えば大臣、都道府県知事、市町村長などは、法令上の権限に基づき行政庁となり得る。」を誤った整理として退ける。
B：論点「機関の機能別分類」について、学習メモ「審議会等が関与する場面では、その機関が「諮問」なのか、法令上独自の決定権を持つのかを条文から確認する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「行政庁」は妥当 / B「機関の機能別分類」も妥当
イ．A「行政庁」は妥当 / B「機関の機能別分類」は不妥当
ウ．A「行政庁」は不妥当 / B「機関の機能別分類」は妥当
エ．A「行政庁」は不妥当 / B「機関の機能別分類」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：例えば大臣、都道府県知事、市町村長などは、法令上の権限に基づき行政庁となり得る。Bの根拠：審議会等が関与する場面では、その機関が「諮問」なのか、法令上独自の決定権を持つのかを条文から確認する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0017 行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「機関の機能別分類」について、学習メモ「審議会等が関与する場面では、その機関が「諮問」なのか、法令上独自の決定権を持つのかを条文から確認する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「地方支分部局」について、学習メモ「地方支分部局と地方公共団体を混同しないことが頻出ポイントである。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「機関の機能別分類」は妥当 / B「地方支分部局」も妥当
イ．A「機関の機能別分類」は妥当 / B「地方支分部局」は不妥当
ウ．A「機関の機能別分類」は不妥当 / B「地方支分部局」は妥当
エ．A「機関の機能別分類」は不妥当 / B「地方支分部局」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：審議会等が関与する場面では、その機関が「諮問」なのか、法令上独自の決定権を持つのかを条文から確認する。Bの根拠：地方支分部局と地方公共団体を混同しないことが頻出ポイントである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0018 行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「地方支分部局」について、学習メモ「地方支分部局と地方公共団体を混同しないことが頻出ポイントである。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「効果帰属」について、学習メモ「機関名が当事者として表示される場面でも、権利義務の最終的な帰属主体を確認する必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「地方支分部局」は妥当 / B「効果帰属」も妥当
イ．A「地方支分部局」は妥当 / B「効果帰属」は不妥当
ウ．A「地方支分部局」は不妥当 / B「効果帰属」は妥当
エ．A「地方支分部局」は不妥当 / B「効果帰属」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：地方支分部局と地方公共団体を混同しないことが頻出ポイントである。Bの根拠：機関名が当事者として表示される場面でも、権利義務の最終的な帰属主体を確認する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0019 行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「効果帰属」について、学習メモ「機関名が当事者として表示される場面でも、権利義務の最終的な帰属主体を確認する必要がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「機関権限の法定」について、学習メモ「誰にどの権限が法令上付与されているかは、行政処分の適法性判断の前提となる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「効果帰属」は妥当 / B「機関権限の法定」も妥当
イ．A「効果帰属」は妥当 / B「機関権限の法定」は不妥当
ウ．A「効果帰属」は不妥当 / B「機関権限の法定」は妥当
エ．A「効果帰属」は不妥当 / B「機関権限の法定」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：機関名が当事者として表示される場面でも、権利義務の最終的な帰属主体を確認する必要がある。 Bの根拠：誰にどの権限が法令上付与されているかは、行政処分の適法性判断の前提となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0020 行政法総論 > 行政主体・行政機関 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「機関権限の法定」について、学習メモ「誰にどの権限が法令上付与されているかは、行政処分の適法性判断の前提となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「主体と機関」について、学習メモ「処分をした「機関」と、法的効果が帰属する「主体」を分けて考えると行政組織法の理解が安定する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「機関権限の法定」は妥当 / B「主体と機関」も妥当
イ．A「機関権限の法定」は妥当 / B「主体と機関」は不妥当
ウ．A「機関権限の法定」は不妥当 / B「主体と機関」は妥当
エ．A「機関権限の法定」は不妥当 / B「主体と機関」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：誰にどの権限が法令上付与されているかは、行政処分の適法性判断の前提となる。 Bの根拠：処分をした「機関」と、法的効果が帰属する「主体」を分けて考えると行政組織法の理解が安定する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0021

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「委任」について、学習メモ「委任と代理の最大の違いは、権限そのものが受任機関へ移るかかどうかである。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「代理」について、学習メモ「代理では権限の所在は本来の機関に残る点を押さえる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「委任」は妥当 / B「代理」も妥当

イ . A「委任」は妥当 / B「代理」は不妥当

ウ . A「委任」は不妥当 / B「代理」は妥当

エ . A「委任」は不妥当 / B「代理」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：委任と代理の最大の違いは、権限そのものが受任機関へ移るかかどうかである。Bの根拠：代理では権限の所在は本来の機関に残る点を押さえる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0022

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「代理」について、学習メモ「代理では権限の所在は本来の機関に残る点を押さえる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「地方自治法153条」について、学習メモ「地方自治法153条は、地方公共団体の長の事務処理における委任・臨時代理の法的根拠を置いている。」を誤った整理として退ける。

ア . A「代理」は妥当 / B「地方自治法153条」も妥当

イ . A「代理」は妥当 / B「地方自治法153条」は不妥当

ウ . A「代理」は不妥当 / B「地方自治法153条」は妥当

エ . A「代理」は不妥当 / B「地方自治法153条」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代理では権限の所在は本来の機関に残る点を押さえる。Bの根拠：地方自治法153条は、地方公共団体の長の事務処理における委任・臨時代理の法的根拠を置いている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0023

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「地方自治法153条」について、学習メモ「地方自治法153条は、地方公共団体の長の事務処理における委任・臨時代理の法的根拠を置いている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「専決」について、学習メモ「専決・代決は内部事務処理、委任・代理は法的な権限行使の仕組みとして区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「地方自治法153条」は妥当 / B「専決」も妥当

イ . A「地方自治法153条」は妥当 / B「専決」は不妥当

ウ . A「地方自治法153条」は不妥当 / B「専決」は妥当

エ . A「地方自治法153条」は不妥当 / B「専決」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：地方自治法153条は、地方公共団体の長の事務処理における委任・臨時代理の法的根拠を置いている。 Bの根拠：専決・代決は内部事務処理、委任・代理は法的な権限行使の仕組みとして区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0024

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「専決」について、学習メモ「専決・代決は内部事務処理、委任・代理は法的な権限行使の仕組みとして区別する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「無根拠委任」について、学習メモ「行政組織の内部事情だけで、国民に対する処分権限の所在を自由に変更することはできない。」を誤った整理として退ける。

ア . A「専決」は妥当 / B「無根拠委任」も妥当

イ . A「専決」は妥当 / B「無根拠委任」は不妥当

ウ . A「専決」は不妥当 / B「無根拠委任」は妥当

エ . A「専決」は不妥当 / B「無根拠委任」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：専決・代決は内部事務処理、委任・代理は法的な権限行使の仕組みとして区別する。 Bの根拠：行政組織の内部事情だけで、国民に対する処分権限の所在を自由に変更することはできない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0025

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「無根拠委任」について、学習メモ「行政組織の内部事情だけで、国民に対する処分権限の所在を自由に変更することはできない。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「機関の長の権限」について、学習メモ「組織法上の「統括・統督」と、個々の処分権限の委任・代理は別の問題である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「無根拠委任」は妥当 / B「機関の長の権限」も妥当

イ . A「無根拠委任」は妥当 / B「機関の長の権限」は不妥当

ウ . A「無根拠委任」は不妥当 / B「機関の長の権限」は妥当

エ . A「無根拠委任」は不妥当 / B「機関の長の権限」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政組織の内部事情だけで、国民に対する処分権限の所在を自由に変更することはできない。 Bの根拠：組織法上の「統括・統督」と、個々の処分権限の委任・代理は別の問題である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0026

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「機関の長の権限」について、学習メモ「組織法上の「統括・統督」と、個々の処分権限の委任・代理は別の問題である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「名義判定」について、学習メモ「問題文に「権限が移るか」「誰の名で行為するか」が示されたら、委任・代理・専決を切り分ける。」を誤った整理として退ける。

ア . A「機関の長の権限」は妥当 / B「名義判定」も妥当

イ . A「機関の長の権限」は妥当 / B「名義判定」は不妥当

ウ . A「機関の長の権限」は不妥当 / B「名義判定」は妥当

エ . A「機関の長の権限」は不妥当 / B「名義判定」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：組織法上の「統括・統督」と、個々の処分権限の委任・代理は別の問題である。 Bの根拠：問題文に「権限が移るか」「誰の名で行為するか」が示されたら、委任・代理・専決を切り分ける。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0027 行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「名義判定」について、学習メモ「問題文に「権限が移るか」「誰の名で行為するか」が示されたら、委任・代理・専決を切り分ける。」を誤った整理として退ける。
B：論点「委任後の権限」について、学習メモ「「行政主体は同じまま、機関間で権限が移る」という点が重要である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「名義判定」は妥当 / B「委任後の権限」も妥当
イ．A「名義判定」は妥当 / B「委任後の権限」は不妥当
ウ．A「名義判定」は不妥当 / B「委任後の権限」は妥当
エ．A「名義判定」は不妥当 / B「委任後の権限」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：問題文に「権限が移るか」「誰の名で行為するか」が示されたら、委任・代理・専決を切り分ける。Bの根拠：「行政主体は同じまま、機関間で権限が移る」という点が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0028 行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「委任後の権限」について、学習メモ「「行政主体は同じまま、機関間で権限が移る」という点が重要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「権限違反」について、学習メモ「行政行為の瑕疵では、主体・権限・手続・形式・内容の各側面を分けて検討する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「委任後の権限」は妥当 / B「権限違反」も妥当
イ．A「委任後の権限」は妥当 / B「権限違反」は不妥当
ウ．A「委任後の権限」は不妥当 / B「権限違反」は妥当
エ．A「委任後の権限」は不妥当 / B「権限違反」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：「行政主体は同じまま、機関間で権限が移る」という点が重要である。Bの根拠：行政行為の瑕疵では、主体・権限・手続・形式・内容の各側面を分けて検討する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0029

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「権限違反」について、学習メモ「行政行為の瑕疵では、主体・権限・手続・形式・内容の各側面を分けて検討する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「地方自治法153条2項」について、学習メモ「地方自治法153条では、補助職員への委任・臨時代理と、管理下の行政機関への委任を区別して確認する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「権限違反」は妥当 / B「地方自治法153条2項」も妥当

イ . A「権限違反」は妥当 / B「地方自治法153条2項」は不妥当

ウ . A「権限違反」は不妥当 / B「地方自治法153条2項」は妥当

エ . A「権限違反」は不妥当 / B「地方自治法153条2項」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政行為の瑕疵では、主体・権限・手続・形式・内容の各側面を分けて検討する。Bの根拠：地方自治法153条では、補助職員への委任・臨時代理と、管理下の行政機関への委任を区別して確認する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0030

行政法総論 > 行政組織・権限・委任・代理 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「地方自治法153条2項」について、学習メモ「地方自治法153条では、補助職員への委任・臨時代理と、管理下の行政機関への委任を区別して確認する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「委任」について、学習メモ「委任と代理の最大の違いは、権限そのものが受任機関へ移るかかどうかである。」を誤った整理として退ける。

ア . A「地方自治法153条2項」は妥当 / B「委任」も妥当

イ . A「地方自治法153条2項」は妥当 / B「委任」は不妥当

ウ . A「地方自治法153条2項」は不妥当 / B「委任」は妥当

エ . A「地方自治法153条2項」は不妥当 / B「委任」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：地方自治法153条では、補助職員への委任・臨時代理と、管理下の行政機関への委任を区別して確認する。Bの根拠：委任と代理の最大の違いは、権限そのものが受任機関へ移るかかどうかである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0031 行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「政令」について、学習メモ「政令は代表的な法規命令であり、法律の実施又は法律の委任に基づいて定められる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「省令」について、学習メモ「省令は各省大臣が発する命令であり、法律・政令の実施又は特別の委任という根拠と限界を持つ。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「政令」は妥当 / B「省令」も妥当
イ．A「政令」は妥当 / B「省令」は不妥当
ウ．A「政令」は不妥当 / B「省令」は妥当
エ．A「政令」は不妥当 / B「省令」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：政令は代表的な法規命令であり、法律の実施又は法律の委任に基づいて定められる。Bの根拠：省令は各省大臣が発する命令であり、法律・政令の実施又は特別の委任という根拠と限界を持つ。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0032 行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「省令」について、学習メモ「省令は各省大臣が発する命令であり、法律・政令の実施又は特別の委任という根拠と限界を持つ。」を誤った整理として退ける。
B：論点「省令・法律委任」について、学習メモ「行政立法による新たな義務付け・権利制限では、委任の有無と範囲を最初に確認する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「省令」は妥当 / B「省令・法律委任」も妥当
イ．A「省令」は妥当 / B「省令・法律委任」は不妥当
ウ．A「省令」は不妥当 / B「省令・法律委任」は妥当
エ．A「省令」は不妥当 / B「省令・法律委任」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：省令は各省大臣が発する命令であり、法律・政令の実施又は特別の委任という根拠と限界を持つ。Bの根拠：行政立法による新たな義務付け・権利制限では、委任の有無と範囲を最初に確認する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0033

行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「省令・法律委任」について、学習メモ「行政立法による新たな義務付け・権利制限では、委任の有無と範囲を最初に確認する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「規則・特別命令」について、学習メモ「省令だけでなく、法律に基づく委員会規則等も行政立法の重要な類型である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「省令・法律委任」は妥当 / B「規則・特別命令」も妥当

イ．A「省令・法律委任」は妥当 / B「規則・特別命令」は不妥当

ウ．A「省令・法律委任」は不妥当 / B「規則・特別命令」は妥当

エ．A「省令・法律委任」は不妥当 / B「規則・特別命令」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政立法による新たな義務付け・権利制限では、委任の有無と範囲を最初に確認する。Bの根拠：省令だけでなく、法律に基づく委員会規則等も行政立法の重要な類型である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0034

行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「規則・特別命令」について、学習メモ「省令だけでなく、法律に基づく委員会規則等も行政立法の重要な類型である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「告示と通達」について、学習メモ「通達は原則として行政内部の規律である一方、告示は公示に用いられ、内容・根拠によって法的性質を個別に検討する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「規則・特別命令」は妥当 / B「告示と通達」も妥当

イ．A「規則・特別命令」は妥当 / B「告示と通達」は不妥当

ウ．A「規則・特別命令」は不妥当 / B「告示と通達」は妥当

エ．A「規則・特別命令」は不妥当 / B「告示と通達」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：省令だけでなく、法律に基づく委員会規則等も行政立法の重要な類型である。Bの根拠：通達は原則として行政内部の規律である一方、告示は公示に用いられ、内容・根拠によって法的性質を個別に検討する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0035

行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「告示と通達」について、学習メモ「通達は原則として行政内部の規律である一方、告示は公示に用いられ、内容・根拠によって法的性質を個別に検討する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政手続法2条8号」について、学習メモ「行政手続法の意見公募手続は、法規命令だけでなく審査基準・処分基準・行政指導指針など一定の「命令等」も対象にする。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「告示と通達」は妥当 / B「行政手続法2条8号」も妥当

イ . A「告示と通達」は妥当 / B「行政手続法2条8号」は不妥当

ウ . A「告示と通達」は不妥当 / B「行政手続法2条8号」は妥当

エ . A「告示と通達」は不妥当 / B「行政手続法2条8号」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：通達は原則として行政内部の規律である一方、告示は公示に用いられ、内容・根拠によって法的性質を個別に検討する。 Bの根拠：行政手続法の意見公募手続は、法規命令だけでなく審査基準・処分基準・行政指導指針など一定の「命令等」も対象にする。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0036

行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「行政手続法2条8号」について、学習メモ「行政手続法の意見公募手続は、法規命令だけでなく審査基準・処分基準・行政指導指針など一定の「命令等」も対象にする。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政手続法38条」について、学習メモ「行政立法の適法性は、形式的な委任の存在だけでなく、根拠法令の趣旨への適合も問われる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「行政手続法2条8号」は妥当 / B「行政手続法38条」も妥当

イ . A「行政手続法2条8号」は妥当 / B「行政手続法38条」は不妥当

ウ . A「行政手続法2条8号」は不妥当 / B「行政手続法38条」は妥当

エ . A「行政手続法2条8号」は不妥当 / B「行政手続法38条」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：行政手続法の意見公募手続は、法規命令だけでなく審査基準・処分基準・行政指導指針など一定の「命令等」も対象にする。 Bの根拠：行政立法の適法性は、形式的な委任の存在だけでなく、根拠法令の趣旨への適合も問われる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0037 行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「行政手続法38条」について、学習メモ「行政立法の適法性は、形式的な委任の存在だけでなく、根拠法令の趣旨への適合も問われる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「行政手続法39条」について、学習メモ「例外規定もあるが、原則の「30日以上」をまず確実に押さえる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「行政手続法38条」は妥当 / B「行政手続法39条」も妥当
イ . A「行政手続法38条」は妥当 / B「行政手続法39条」は不妥当
ウ . A「行政手続法38条」は不妥当 / B「行政手続法39条」は妥当
エ . A「行政手続法38条」は不妥当 / B「行政手続法39条」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政立法の適法性は、形式的な委任の存在だけでなく、根拠法令の趣旨への適合も問われる。Bの根拠：例外規定もあるが、原則の「30日以上」をまず確実に押さえる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0038 行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「行政手続法39条」について、学習メモ「例外規定もあるが、原則の「30日以上」をまず確実に押さえる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「通達の法的性質」について、学習メモ「通達に沿った行政運用が存在しても、国民に対する法的根拠は法律・命令等に求める必要がある。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「行政手続法39条」は妥当 / B「通達の法的性質」も妥当
イ . A「行政手続法39条」は妥当 / B「通達の法的性質」は不妥当
ウ . A「行政手続法39条」は不妥当 / B「通達の法的性質」は妥当
エ . A「行政手続法39条」は不妥当 / B「通達の法的性質」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：例外規定もあるが、原則の「30日以上」をまず確実に押さえる。Bの根拠：通達に沿った行政運用が存在しても、国民に対する法的根拠は法律・命令等に求める必要がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0039 行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「通達の法的性質」について、学習メモ「通達に沿った行政運用が存在しても、国民に対する法的根拠は法律・命令等に求める必要がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「法形式の比較」について、学習メモ「行政立法では形式名に引きずられず、根拠・制定主体・対象・法的効果を組み合わせて判断する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「通達の法的性質」は妥当 / B「法形式の比較」も妥当

イ．A「通達の法的性質」は妥当 / B「法形式の比較」は不妥当

ウ．A「通達の法的性質」は不妥当 / B「法形式の比較」は妥当

エ．A「通達の法的性質」は不妥当 / B「法形式の比較」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：通達に沿った行政運用が存在しても、国民に対する法的根拠は法律・命令等に求める必要がある。 Bの根拠：行政立法では形式名に引きずられず、根拠・制定主体・対象・法的効果を組み合わせて判断する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0040 行政立法・行政行為 > 法規命令・行政規則 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「法形式の比較」について、学習メモ「行政立法では形式名に引きずられず、根拠・制定主体・対象・法的効果を組み合わせて判断する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「政令」について、学習メモ「政令は代表的な法規命令であり、法律の実施又は法律の委任に基づいて定められる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「法形式の比較」は妥当 / B「政令」も妥当

イ．A「法形式の比較」は妥当 / B「政令」は不妥当

ウ．A「法形式の比較」は不妥当 / B「政令」は妥当

エ．A「法形式の比較」は不妥当 / B「政令」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：行政立法では形式名に引きずられず、根拠・制定主体・対象・法的効果を組み合わせて判断する。 Bの根拠：政令は代表的な法規命令であり、法律の実施又は法律の委任に基づいて定められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0041

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「処分概念」について、学習メモ「行政手続法の「処分」と行政事件訴訟法上の処分性は関連するが、訴訟上は判例による具体的判断も重要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「到達と効力」について、学習メモ「行政行為の「成立」と「対外的効力の発生」を分け、内部意思決定と外部への表示・到達を区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「処分概念」は妥当 / B「到達と効力」も妥当

イ．A「処分概念」は妥当 / B「到達と効力」は不妥当

ウ．A「処分概念」は不妥当 / B「到達と効力」は妥当

エ．A「処分概念」は不妥当 / B「到達と効力」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政手続法の「処分」と行政事件訴訟法上の処分性は関連するが、訴訟上は判例による具体的判断も重要である。Bの根拠：行政行為の「成立」と「対外的効力の発生」を分け、内部意思決定と外部への表示・到達を区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0042

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「到達と効力」について、学習メモ「行政行為の「成立」と「対外的効力の発生」を分け、内部意思決定と外部への表示・到達を区別する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「公定力」について、学習メモ「「違法＝直ちに無効」ではないことが、取消しと無効を学ぶ出発点となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「到達と効力」は妥当 / B「公定力」も妥当

イ．A「到達と効力」は妥当 / B「公定力」は不妥当

ウ．A「到達と効力」は不妥当 / B「公定力」は妥当

エ．A「到達と効力」は不妥当 / B「公定力」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政行為の「成立」と「対外的効力の発生」を分け、内部意思決定と外部への表示・到達を区別する。Bの根拠：「違法＝直ちに無効」ではないことが、取消しと無効を学ぶ出発点となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0043

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「公定力」について、学習メモ「「違法＝直ちに無効」ではないことが、取消しと無効を学ぶ出発点となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「自力執行」について、学習メモ「行政行為の効力と、義務を實力で実現する権能は別問題である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「公定力」は妥当 / B「自力執行」も妥当

イ．A「公定力」は妥当 / B「自力執行」は不妥当

ウ．A「公定力」は不妥当 / B「自力執行」は妥当

エ．A「公定力」は不妥当 / B「自力執行」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：「違法＝直ちに無効」ではないことが、取消しと無効を学ぶ出発点となる。Bの根拠：行政行為の効力と、義務を實力で実現する権能は別問題である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0044

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「自力執行」について、学習メモ「行政行為の効力と、義務を實力で実現する権能は別問題である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「重大明白説」について、学習メモ「重大・明白説は重要だが、あらゆる分野で機械的に一律適用すると誤るため、判例の具体的判断を確認する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「自力執行」は妥当 / B「重大明白説」も妥当

イ．A「自力執行」は妥当 / B「重大明白説」は不妥当

ウ．A「自力執行」は不妥当 / B「重大明白説」は妥当

エ．A「自力執行」は不妥当 / B「重大明白説」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：行政行為の効力と、義務を實力で実現する権能は別問題である。Bの根拠：重大・明白説は重要だが、あらゆる分野で機械的に一律適用すると誤るため、判例の具体的判断を確認する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0045

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「重大明白説」について、学習メモ「重大・明白説は重要だが、あらゆる分野で機械的に一律適用すると誤るため、判例の具体的判断を確認する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「無効等確認訴訟」について、学習メモ「取消し得べき処分と無効な処分では、争い方・期間制限の考え方が異なる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「重大明白説」は妥当 / B「無効等確認訴訟」も妥当

イ．A「重大明白説」は妥当 / B「無効等確認訴訟」は不妥当

ウ．A「重大明白説」は不妥当 / B「無効等確認訴訟」は妥当

エ．A「重大明白説」は不妥当 / B「無効等確認訴訟」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：重大・明白説は重要だが、あらゆる分野で機械的に一律適用すると誤るため、判例の具体的判断を確認する。Bの根拠：取消し得べき処分と無効な処分では、争い方・期間制限の考え方が異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0046

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「無効等確認訴訟」について、学習メモ「取消し得べき処分と無効な処分では、争い方・期間制限の考え方が異なる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「不可争力」について、学習メモ「不可争力は「適法化」ではなく、「一定の争訟手段で争えなくなる」ことに着目する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「無効等確認訴訟」は妥当 / B「不可争力」も妥当

イ．A「無効等確認訴訟」は妥当 / B「不可争力」は不妥当

ウ．A「無効等確認訴訟」は不妥当 / B「不可争力」は妥当

エ．A「無効等確認訴訟」は不妥当 / B「不可争力」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消し得べき処分と無効な処分では、争い方・期間制限の考え方が異なる。Bの根拠：不可争力は「適法化」ではなく、「一定の争訟手段で争えなくなる」ことに着目する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0047

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「不可争力」について、学習メモ「不可争力は「適法化」ではなく、「一定の争訟手段で争えなくなる」ことに着目する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「不可変更力」について、学習メモ「公定力・不可争力・不可変更力・自力執行力を同じものとして覚えないことが重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「不可争力」は妥当 / B「不可変更力」も妥当

イ . A「不可争力」は妥当 / B「不可変更力」は不妥当

ウ . A「不可争力」は不妥当 / B「不可変更力」は妥当

エ . A「不可争力」は不妥当 / B「不可変更力」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：不可争力は「適法化」ではなく、「一定の争訟手段で争えなくなる」ことに着目する。Bの根拠：公定力・不可争力・不可変更力・自力執行力を同じものとして覚えないことが重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0048

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「不可変更力」について、学習メモ「公定力・不可争力・不可変更力・自力執行力を同じものとして覚えないことが重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「瑕疵の治癒」について、学習メモ「治癒を認めると本来必要な手続保障を空洞化させることがあるため、目的・瑕疵の性質から慎重に検討する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「不可変更力」は妥当 / B「瑕疵の治癒」も妥当

イ . A「不可変更力」は妥当 / B「瑕疵の治癒」は不妥当

ウ . A「不可変更力」は不妥当 / B「瑕疵の治癒」は妥当

エ . A「不可変更力」は不妥当 / B「瑕疵の治癒」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：公定力・不可争力・不可変更力・自力執行力を同じものとして覚えないことが重要である。Bの根拠：治癒を認めると本来必要な手続保障を空洞化させることがあるため、目的・瑕疵の性質から慎重に検討する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0049

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「瑕疵の治癒」について、学習メモ「治癒を認めると本来必要な手続保障を空洞化させることがあるため、目的・瑕疵の性質から慎重に検討する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「効力の総合」について、学習メモ「処分の違法性、無効・取消し、出訴期間、効力の存続を段階的に整理する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「瑕疵の治癒」は妥当 / B「効力の総合」も妥当

イ．A「瑕疵の治癒」は妥当 / B「効力の総合」は不妥当

ウ．A「瑕疵の治癒」は不妥当 / B「効力の総合」は妥当

エ．A「瑕疵の治癒」は不妥当 / B「効力の総合」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：治癒を認めると本来必要な手続保障を空洞化させることがあるため、目的・瑕疵の性質から慎重に検討する。Bの根拠：処分の違法性、無効・取消し、出訴期間、効力の存続を段階的に整理する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0050

行政立法・行政行為 > 行政行為の成立・効力・瑕疵 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「効力の総合」について、学習メモ「処分の違法性、無効・取消し、出訴期間、効力の存続を段階的に整理する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「処分概念」について、学習メモ「行政手続法の「処分」と行政事件訴訟法上の処分性は関連するが、訴訟上は判例による具体的判断も重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「効力の総合」は妥当 / B「処分概念」も妥当

イ．A「効力の総合」は妥当 / B「処分概念」は不妥当

ウ．A「効力の総合」は不妥当 / B「処分概念」は妥当

エ．A「効力の総合」は不妥当 / B「処分概念」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：処分の違法性、無効・取消し、出訴期間、効力の存続を段階的に整理する。Bの根拠：行政手続法の「処分」と行政事件訴訟法上の処分性は関連するが、訴訟上は判例による具体的判断も重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0051 行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「取消しと撤回」について、学習メモ「「当初からの瑕疵＝取消し」「後発事情＝撤回」という基本軸をまず押さえる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「時間的効力」について、学習メモ「ただし具体的な効果は法令、処分の性質、第三者関係等によって調整されることがある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「取消しと撤回」は妥当 / B「時間的効力」も妥当

イ．A「取消しと撤回」は妥当 / B「時間的効力」は不妥当

ウ．A「取消しと撤回」は不妥当 / B「時間的効力」は妥当

エ．A「取消しと撤回」は不妥当 / B「時間的効力」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：「当初からの瑕疵＝取消し」「後発事情＝撤回」という基本軸をまず押さえる。 Bの根拠：ただし具体的な効果は法令、処分の性質、第三者関係等によって調整されることがある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0052 行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「時間的効力」について、学習メモ「ただし具体的な効果は法令、処分の性質、第三者関係等によって調整されることがある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「信頼保護」について、学習メモ「授益的処分の取消しは、単に「違法だから自由に取消せる」とせず、信頼保護と公益を含めて検討する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「時間的効力」は妥当 / B「信頼保護」も妥当

イ．A「時間的効力」は妥当 / B「信頼保護」は不妥当

ウ．A「時間的効力」は不妥当 / B「信頼保護」は妥当

エ．A「時間的効力」は不妥当 / B「信頼保護」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：ただし具体的な効果は法令、処分の性質、第三者関係等によって調整されることがある。 Bの根拠：授益的処分の取消しは、単に「違法だから自由に取消せる」とせず、信頼保護と公益を含めて検討する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0053

行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「信頼保護」について、学習メモ「授益的処分の取消しは、単に「違法だから自由に取消せる」とせず、信頼保護と公益を含めて検討する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「行政財産使用許可・取消し」について、学習メモ「撤回の具体例として、行政財産の目的外使用許可の取消しは法令に明文規定がある。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「信頼保護」は妥当 / B「行政財産使用許可・取消し」も妥当
イ．A「信頼保護」は妥当 / B「行政財産使用許可・取消し」は不妥当
ウ．A「信頼保護」は不妥当 / B「行政財産使用許可・取消し」は妥当
エ．A「信頼保護」は不妥当 / B「行政財産使用許可・取消し」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：授益的処分の取消しは、単に「違法だから自由に取消せる」とせず、信頼保護と公益を含めて検討する。Bの根拠：撤回の具体例として、行政財産の目的外使用許可の取消しは法令に明文規定がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0054

行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「行政財産使用許可・取消し」について、学習メモ「撤回の具体例として、行政財産の目的外使用許可の取消しは法令に明文規定がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「条件」について、学習メモ「条件・期限・負担・撤回権の留保・法律効果の一部除外等を区別する。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「行政財産使用許可・取消し」は妥当 / B「条件」も妥当
イ．A「行政財産使用許可・取消し」は妥当 / B「条件」は不妥当
ウ．A「行政財産使用許可・取消し」は不妥当 / B「条件」は妥当
エ．A「行政財産使用許可・取消し」は不妥当 / B「条件」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：撤回の具体例として、行政財産の目的外使用許可の取消しは法令に明文規定がある。Bの根拠：条件・期限・負担・撤回権の留保・法律効果の一部除外等を区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0055 行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「条件」について、学習メモ「条件・期限・負担・撤回権の留保・法律効果の一部除外等を区別する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「期限」について、学習メモ「条件は到来不確定、期限は到来確定という区別が基本である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「条件」は妥当 / B「期限」も妥当
- イ . A「条件」は妥当 / B「期限」は不妥当
- ウ . A「条件」は不妥当 / B「期限」は妥当
- エ . A「条件」は不妥当 / B「期限」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：条件・期限・負担・撤回権の留保・法律効果の一部除外等を区別する。 Bの根拠：条件は到来不確定、期限は到来確定という区別が基本である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0056 行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「期限」について、学習メモ「条件は到来不確定、期限は到来確定という区別が基本である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「負担」について、学習メモ「負担は行政行為の効力発生を停止する条件とは異なり、独立した義務を相手方に課す。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「期限」は妥当 / B「負担」も妥当
- イ . A「期限」は妥当 / B「負担」は不妥当
- ウ . A「期限」は不妥当 / B「負担」は妥当
- エ . A「期限」は不妥当 / B「負担」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：条件は到来不確定、期限は到来確定という区別が基本である。 Bの根拠：負担は行政行為の効力発生を停止する条件とは異なり、独立した義務を相手方に課す。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0057 行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「負担」について、学習メモ「負担は行政行為の効力発生を停止する条件とは異なり、独立した義務を相手方に課す。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「附款の許容性」について、学習メモ「附款は本体処分との関連性・比例性・法令目的から限界づけられる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「負担」は妥当 / B「附款の許容性」も妥当
イ．A「負担」は妥当 / B「附款の許容性」は不妥当
ウ．A「負担」は不妥当 / B「附款の許容性」は妥当
エ．A「負担」は不妥当 / B「附款の許容性」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：負担は行政行為の効力発生を停止する条件とは異なり、独立した義務を相手方に課す。Bの根拠：附款は本体処分との関連性・比例性・法令目的から限界づけられる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0058 行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「附款の許容性」について、学習メモ「附款は本体処分との関連性・比例性・法令目的から限界づけられる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「撤回権の留保」について、学習メモ「撤回権留保がある = 自由撤回」という短絡は避け、相手方の信頼と公益等も検討する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「附款の許容性」は妥当 / B「撤回権の留保」も妥当
イ．A「附款の許容性」は妥当 / B「撤回権の留保」は不妥当
ウ．A「附款の許容性」は不妥当 / B「撤回権の留保」は妥当
エ．A「附款の許容性」は不妥当 / B「撤回権の留保」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：附款は本体処分との関連性・比例性・法令目的から限界づけられる。Bの根拠：「撤回権留保がある = 自由撤回」という短絡は避け、相手方の信頼と公益等も検討する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0059

行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「撤回権の留保」について、学習メモ「「撤回権留保がある = 自由撤回」という短絡は避け、相手方の信頼と公益等も検討する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「附款の可分性」について、学習メモ「附款の瑕疵では「附款だけを切り離せるか」を検討し、本体の目的・裁量判断との一体性を考える。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「撤回権の留保」は妥当 / B「附款の可分性」も妥当

イ . A「撤回権の留保」は妥当 / B「附款の可分性」は不妥当

ウ . A「撤回権の留保」は不妥当 / B「附款の可分性」は妥当

エ . A「撤回権の留保」は不妥当 / B「附款の可分性」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：「撤回権留保がある = 自由撤回」という短絡は避け、相手方の信頼と公益等も検討する。Bの根拠：附款の瑕疵では「附款だけを切り離せるか」を検討し、本体の目的・裁量判断との一体性を考える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0060

行政立法・行政行為 > 取消し・撤回・附款 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「附款の可分性」について、学習メモ「附款の瑕疵では「附款だけを切り離せるか」を検討し、本体の目的・裁量判断との一体性を考える。」を誤った整理として退ける。

B：論点「取消しと撤回」について、学習メモ「「当初からの瑕疵 = 取消し」「後発事情 = 撤回」という基本軸をまず押さえる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「附款の可分性」は妥当 / B「取消しと撤回」も妥当

イ . A「附款の可分性」は妥当 / B「取消しと撤回」は不妥当

ウ . A「附款の可分性」は不妥当 / B「取消しと撤回」は妥当

エ . A「附款の可分性」は不妥当 / B「取消しと撤回」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：附款の瑕疵では「附款だけを切り離せるか」を検討し、本体の目的・裁量判断との一体性を考える。Bの根拠：「当初からの瑕疵 = 取消し」「後発事情 = 撤回」という基本軸をまず押さえる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0061

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「羈束と裁量」について、学習メモ「裁量は「自由」ではなく「法の枠内で認められた判断余地」である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「裁量権の逸脱・濫用」について、学習メモ「行政事件訴訟法30条は裁量審査の条文上の出発点である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「羈束と裁量」は妥当 / B「裁量権の逸脱・濫用」も妥当

イ．A「羈束と裁量」は妥当 / B「裁量権の逸脱・濫用」は不妥当

ウ．A「羈束と裁量」は不妥当 / B「裁量権の逸脱・濫用」は妥当

エ．A「羈束と裁量」は不妥当 / B「裁量権の逸脱・濫用」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：裁量は「自由」ではなく「法の枠内で認められた判断余地」である。Bの根拠：行政事件訴訟法30条は裁量審査の条文上の出発点である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0062

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「裁量権の逸脱・濫用」について、学習メモ「行政事件訴訟法30条は裁量審査の条文上の出発点である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「司法審査の範囲」について、学習メモ「裁量審査では、考慮すべき事項、考慮してはならない事項、事実認定、比例性などが重要となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「裁量権の逸脱・濫用」は妥当 / B「司法審査の範囲」も妥当

イ．A「裁量権の逸脱・濫用」は妥当 / B「司法審査の範囲」は不妥当

ウ．A「裁量権の逸脱・濫用」は不妥当 / B「司法審査の範囲」は妥当

エ．A「裁量権の逸脱・濫用」は不妥当 / B「司法審査の範囲」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政事件訴訟法30条は裁量審査の条文上の出発点である。Bの根拠：裁量審査では、考慮すべき事項、考慮してはならない事項、事実認定、比例性などが重要となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0063

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「司法審査の範囲」について、学習メモ「裁量審査では、考慮すべき事項、考慮してはならない事項、事実認定、比例性などが重要となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「マクリーン事件」について、学習メモ「裁量が広い場合でも「裁量権の逸脱・濫用」という限界があり、無審査にはならない。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「司法審査の範囲」は妥当 / B「マクリーン事件」も妥当
イ . A「司法審査の範囲」は妥当 / B「マクリーン事件」は不妥当
ウ . A「司法審査の範囲」は不妥当 / B「マクリーン事件」は妥当
エ . A「司法審査の範囲」は不妥当 / B「マクリーン事件」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：裁量審査では、考慮すべき事項、考慮してはならない事項、事実認定、比例性などが重要となる。 Bの根拠：裁量が広い場合でも「裁量権の逸脱・濫用」という限界があり、無審査にはならない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0064

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「マクリーン事件」について、学習メモ「裁量が広い場合でも「裁量権の逸脱・濫用」という限界があり、無審査にはならない。」を誤った整理として退ける。
B：論点「考慮事項・考慮不尽」について、学習メモ「裁量審査では、結論だけでなく「何を考慮し、何を考慮しなかったか」という判断過程を問う。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「マクリーン事件」は妥当 / B「考慮事項・考慮不尽」も妥当
イ . A「マクリーン事件」は妥当 / B「考慮事項・考慮不尽」は不妥当
ウ . A「マクリーン事件」は不妥当 / B「考慮事項・考慮不尽」は妥当
エ . A「マクリーン事件」は不妥当 / B「考慮事項・考慮不尽」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：裁量が広い場合でも「裁量権の逸脱・濫用」という限界があり、無審査にはならない。 Bの根拠：裁量審査では、結論だけでなく「何を考慮し、何を考慮しなかったか」という判断過程を問う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0065

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「考慮事項・考慮不尽」について、学習メモ「裁量審査では、結論だけでなく「何を考慮し、何を考慮しなかったか」という判断過程を問う。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「平等原則と裁量」について、学習メモ「裁量権行使には平等原則、比例原則、法目的等の外在的・内在的制約が働く。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「考慮事項・考慮不尽」は妥当 / B「平等原則と裁量」も妥当

イ . A「考慮事項・考慮不尽」は妥当 / B「平等原則と裁量」は不妥当

ウ . A「考慮事項・考慮不尽」は不妥当 / B「平等原則と裁量」は妥当

エ . A「考慮事項・考慮不尽」は不妥当 / B「平等原則と裁量」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：裁量審査では、結論だけでなく「何を考慮し、何を考慮しなかったか」という判断過程を問う。Bの根拠：裁量権行使には平等原則、比例原則、法目的等の外在的・内在的制約が働く。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0066

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「平等原則と裁量」について、学習メモ「裁量権行使には平等原則、比例原則、法目的等の外在的・内在的制約が働く。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「比例原則」について、学習メモ「裁量処分では、目的達成に必要な範囲を超える過大な不利益を課していないかを検討する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「平等原則と裁量」は妥当 / B「比例原則」も妥当

イ . A「平等原則と裁量」は妥当 / B「比例原則」は不妥当

ウ . A「平等原則と裁量」は不妥当 / B「比例原則」は妥当

エ . A「平等原則と裁量」は不妥当 / B「比例原則」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：裁量権行使には平等原則、比例原則、法目的等の外在的・内在的制約が働く。Bの根拠：裁量処分では、目的達成に必要な範囲を超える過大な不利益を課していないかを検討する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0067

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「比例原則」について、学習メモ「裁量処分では、目的達成に必要な範囲を超える過大な不利益を課していないかを検討する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政財産使用許可」について、学習メモ「具体的な裁量審査では、法令目的、行政財産の性質、利用目的、他の利用への影響などが考慮される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「比例原則」は妥当 / B「行政財産使用許可」も妥当

イ．A「比例原則」は妥当 / B「行政財産使用許可」は不妥当

ウ．A「比例原則」は不妥当 / B「行政財産使用許可」は妥当

エ．A「比例原則」は不妥当 / B「行政財産使用許可」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：裁量処分では、目的達成に必要な範囲を超える過大な不利益を課していないかを検討する。Bの根拠：具体的な裁量審査では、法令目的、行政財産の性質、利用目的、他の利用への影響などが考慮される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0068

行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「行政財産使用許可」について、学習メモ「具体的な裁量審査では、法令目的、行政財産の性質、利用目的、他の利用への影響などが考慮される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「裁量基準」について、学習メモ「裁量基準は恣意を抑える一方、個別事情を完全に排除する道具ではない。」を誤った整理として退ける。

ア．A「行政財産使用許可」は妥当 / B「裁量基準」も妥当

イ．A「行政財産使用許可」は妥当 / B「裁量基準」は不妥当

ウ．A「行政財産使用許可」は不妥当 / B「裁量基準」は妥当

エ．A「行政財産使用許可」は不妥当 / B「裁量基準」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：具体的な裁量審査では、法令目的、行政財産の性質、利用目的、他の利用への影響などが考慮される。Bの根拠：裁量基準は恣意を抑える一方、個別事情を完全に排除する道具ではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0069 行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「裁量基準」について、学習メモ「裁量基準は恣意を抑える一方、個別事情を完全に排除する道具ではない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「裁量の根拠」について、学習メモ「裁量の広さは条文の一語だけで決まらず、根拠法令の構造と権利益への影響を含めて解釈する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「裁量基準」は妥当 / B「裁量の根拠」も妥当
イ．A「裁量基準」は妥当 / B「裁量の根拠」は不妥当
ウ．A「裁量基準」は不妥当 / B「裁量の根拠」は妥当
エ．A「裁量基準」は不妥当 / B「裁量の根拠」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：裁量基準は恣意を抑える一方、個別事情を完全に排除する道具ではない。Bの根拠：裁量の広さは条文の一語だけで決まらず、根拠法令の構造と権利益への影響を含めて解釈する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0070 行政裁量・非権力作用 > 行政裁量 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「裁量の根拠」について、学習メモ「裁量の広さは条文の一語だけで決まらず、根拠法令の構造と権利益への影響を含めて解釈する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「羈束と裁量」について、学習メモ「裁量は「自由」ではなく「法の枠内で認められた判断余地」である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「裁量の根拠」は妥当 / B「羈束と裁量」も妥当
イ．A「裁量の根拠」は妥当 / B「羈束と裁量」は不妥当
ウ．A「裁量の根拠」は不妥当 / B「羈束と裁量」は妥当
エ．A「裁量の根拠」は不妥当 / B「羈束と裁量」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：裁量の広さは条文の一語だけで決まらず、根拠法令の構造と権利益への影響を含めて解釈する。Bの根拠：裁量は「自由」ではなく「法の枠内で認められた判断余地」である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0071

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「合意と一方的行為」について、学習メモ「行政の活動形式には処分だけでなく契約もあり、法的性質に応じて適用法・救済手段が異なる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「私法契約」について、学習メモ「行政が当事者＝行政処分」という決めつけを避け、活動形式の性質を判断する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「合意と一方的行為」は妥当 / B「私法契約」も妥当

イ．A「合意と一方的行為」は妥当 / B「私法契約」は不妥当

ウ．A「合意と一方的行為」は不妥当 / B「私法契約」は妥当

エ．A「合意と一方的行為」は不妥当 / B「私法契約」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政の活動形式には処分だけでなく契約もあり、法的性質に応じて適用法・救済手段が異なる。Bの根拠：「行政が当事者＝行政処分」という決めつけを避け、活動形式の性質を判断する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0072

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「私法契約」について、学習メモ「行政が当事者＝行政処分」という決めつけを避け、活動形式の性質を判断する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「契約と法治行政」について、学習メモ「契約は柔軟な行政手法だが、行政主体が法的拘束を回避する手段ではない。」を誤った整理として退ける。

ア．A「私法契約」は妥当 / B「契約と法治行政」も妥当

イ．A「私法契約」は妥当 / B「契約と法治行政」は不妥当

ウ．A「私法契約」は不妥当 / B「契約と法治行政」は妥当

エ．A「私法契約」は不妥当 / B「契約と法治行政」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：「行政が当事者＝行政処分」という決めつけを避け、活動形式の性質を判断する。Bの根拠：契約は柔軟な行政手法だが、行政主体が法的拘束を回避する手段ではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0073

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「契約と法治行政」について、学習メモ「契約は柔軟な行政手法だが、行政主体が法的拘束を回避する手段ではない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「行政計画」について、学習メモ「行政計画は名称ではなく、根拠法令と具体的な法的効果を見て分類する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「契約と法治行政」は妥当 / B「行政計画」も妥当
イ．A「契約と法治行政」は妥当 / B「行政計画」は不妥当
ウ．A「契約と法治行政」は不妥当 / B「行政計画」は妥当
エ．A「契約と法治行政」は不妥当 / B「行政計画」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：契約は柔軟な行政手法だが、行政主体が法的拘束を回避する手段ではない。 Bの根拠：行政計画は名称ではなく、根拠法令と具体的な法的効果を見て分類する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0074

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「行政計画」について、学習メモ「行政計画は名称ではなく、根拠法令と具体的な法的効果を見て分類する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「事業計画決定・処分性」について、学習メモ「行政計画でも、法律上具体的な権利制限や後続手続への拘束など直接的な法的効果があれば処分性が認められ得る。」を誤った整理として退ける。

ア．A「行政計画」は妥当 / B「事業計画決定・処分性」も妥当
イ．A「行政計画」は妥当 / B「事業計画決定・処分性」は不妥当
ウ．A「行政計画」は不妥当 / B「事業計画決定・処分性」は妥当
エ．A「行政計画」は不妥当 / B「事業計画決定・処分性」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政計画は名称ではなく、根拠法令と具体的な法的効果を見て分類する。 Bの根拠：行政計画でも、法律上具体的な権利制限や後続手続への拘束など直接的な法的効果があれば処分性が認められ得る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0075

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「事業計画決定・処分性」について、学習メモ「行政計画でも、法律上具体的な権利制限や後続手続への拘束など直接的な法的効果があれば処分性が認められ得る。」を誤った整理として退ける。
B：論点「計画の処分性」について、学習メモ「行政計画の処分性では、「名称」ではなく権利義務への具体的・直接的な影響を問う。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「事業計画決定・処分性」は妥当 / B「計画の処分性」も妥当
イ．A「事業計画決定・処分性」は妥当 / B「計画の処分性」は不妥当
ウ．A「事業計画決定・処分性」は不妥当 / B「計画の処分性」は妥当
エ．A「事業計画決定・処分性」は不妥当 / B「計画の処分性」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政計画でも、法律上具体的な権利制限や後続手続への拘束など直接的な法的効果があれば処分性が認められ得る。 Bの根拠：行政計画の処分性では、「名称」ではなく権利義務への具体的・直接的な影響を問う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0076

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「計画の処分性」について、学習メモ「行政計画の処分性では、「名称」ではなく権利義務への具体的・直接的な影響を問う。」を誤った整理として退ける。
B：論点「計画裁量」について、学習メモ「行政計画の裁量は広いことがあるが、判断過程の合理性・法目的への適合は審査され得る。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「計画の処分性」は妥当 / B「計画裁量」も妥当
イ．A「計画の処分性」は妥当 / B「計画裁量」は不妥当
ウ．A「計画の処分性」は不妥当 / B「計画裁量」は妥当
エ．A「計画の処分性」は不妥当 / B「計画裁量」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政計画の処分性では、「名称」ではなく権利義務への具体的・直接的な影響を問う。 Bの根拠：行政計画の裁量は広いことがあるが、判断過程の合理性・法目的への適合は審査され得る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0077

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「計画裁量」について、学習メモ「行政計画の裁量は広いことがあるが、判断過程の合理性・法目的への適合は審査され得る。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「救済手段」について、学習メモ「行政法では「処分性」の判断が救済ルートを左右するため、行政契約・行政計画との区別が重要である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「計画裁量」は妥当 / B「救済手段」も妥当
イ . A「計画裁量」は妥当 / B「救済手段」は不妥当
ウ . A「計画裁量」は不妥当 / B「救済手段」は妥当
エ . A「計画裁量」は不妥当 / B「救済手段」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政計画の裁量は広いことがあるが、判断過程の合理性・法目的への適合は審査され得る。Bの根拠：行政法では「処分性」の判断が救済ルートを左右するため、行政契約・行政計画との区別が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0078

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「救済手段」について、学習メモ「行政法では「処分性」の判断が救済ルートを左右するため、行政契約・行政計画との区別が重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「計画・行政指導」について、学習メモ「行政作用の形式は、処分・契約・計画・行政指導など多様であり、それぞれ法的効果が異なる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「救済手段」は妥当 / B「計画・行政指導」も妥当
イ . A「救済手段」は妥当 / B「計画・行政指導」は不妥当
ウ . A「救済手段」は不妥当 / B「計画・行政指導」は妥当
エ . A「救済手段」は不妥当 / B「計画・行政指導」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政法では「処分性」の判断が救済ルートを左右するため、行政契約・行政計画との区別が重要である。Bの根拠：行政作用の形式は、処分・契約・計画・行政指導など多様であり、それぞれ法的効果が異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0079

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「計画・行政指導」について、学習メモ「行政作用の形式は、処分・契約・計画・行政指導など多様であり、それぞれ法的効果が異なる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「計画変更」について、学習メモ「計画法では、当初決定と変更の双方について、その具体的な法的効果を確認する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「計画・行政指導」は妥当 / B「計画変更」も妥当

イ．A「計画・行政指導」は妥当 / B「計画変更」は不妥当

ウ．A「計画・行政指導」は不妥当 / B「計画変更」は妥当

エ．A「計画・行政指導」は不妥当 / B「計画変更」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政作用の形式は、処分・契約・計画・行政指導など多様であり、それぞれ法的効果が異なる。Bの根拠：計画法では、当初決定と変更の双方について、その具体的な法的効果を確認する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0080

行政裁量・非権力作用 > 行政契約・行政計画 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「計画変更」について、学習メモ「計画法では、当初決定と変更の双方について、その具体的な法的効果を確認する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「合意と一方的行為」について、学習メモ「行政の活動形式には処分だけでなく契約もあり、法的性質に応じて適用法・救済手段が異なる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「計画変更」は妥当 / B「合意と一方的行為」も妥当

イ．A「計画変更」は妥当 / B「合意と一方的行為」は不妥当

ウ．A「計画変更」は不妥当 / B「合意と一方的行為」は妥当

エ．A「計画変更」は不妥当 / B「合意と一方的行為」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：計画法では、当初決定と変更の双方について、その具体的な法的効果を確認する。Bの根拠：行政の活動形式には処分だけでなく契約もあり、法的性質に応じて適用法・救済手段が異なる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0081 行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「公法・私法」について、学習メモ「誰が当事者か」ではなく、「どのような法的権限・作用形式か」を見る。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「公有財産の分類」について、学習メモ「公物・公有財産の問題では、まず行政財産が普通財産かを分類する。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「公法・私法」は妥当 / B「公有財産の分類」も妥当
イ．A「公法・私法」は妥当 / B「公有財産の分類」は不妥当
ウ．A「公法・私法」は不妥当 / B「公有財産の分類」は妥当
エ．A「公法・私法」は不妥当 / B「公有財産の分類」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：「誰が当事者か」ではなく、「どのような法的権限・作用形式か」を見る。 Bの根拠：公物・公有財産の問題では、まず行政財産が普通財産かを分類する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0082 行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「公有財産の分類」について、学習メモ「公物・公有財産の問題では、まず行政財産が普通財産かを分類する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「行政財産の管理処分」について、学習メモ「行政財産は公共目的のための財産なので、普通財産より管理・処分の自由が強く制約される。」を誤った整理として退ける。
ア．A「公有財産の分類」は妥当 / B「行政財産の管理処分」も妥当
イ．A「公有財産の分類」は妥当 / B「行政財産の管理処分」は不妥当
ウ．A「公有財産の分類」は不妥当 / B「行政財産の管理処分」は妥当
エ．A「公有財産の分類」は不妥当 / B「行政財産の管理処分」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：公物・公有財産の問題では、まず行政財産が普通財産かを分類する。 Bの根拠：行政財産は公共目的のための財産なので、普通財産より管理・処分の自由が強く制約される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0083

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「行政財産の管理処分」について、学習メモ「行政財産は公共目的のための財産なので、普通財産より管理・処分の自由が強く制約される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「目的外使用許可」について、学習メモ「行政財産は原則処分制限がある一方、公共目的を妨げない範囲で目的外使用許可が可能である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「行政財産の管理処分」は妥当 / B「目的外使用許可」も妥当
イ．A「行政財産の管理処分」は妥当 / B「目的外使用許可」は不妥当
ウ．A「行政財産の管理処分」は不妥当 / B「目的外使用許可」は妥当
エ．A「行政財産の管理処分」は不妥当 / B「目的外使用許可」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政財産は公共目的のための財産なので、普通財産より管理・処分の自由が強く制約される。Bの根拠：行政財産は原則処分制限がある一方、公共目的を妨げない範囲で目的外使用許可が可能である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0084

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「目的外使用許可」について、学習メモ「行政財産は原則処分制限がある一方、公共目的を妨げない範囲で目的外使用許可が可能である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「使用許可取消し」について、学習メモ「行政財産の目的外使用許可は、公共目的を確保するため一定の撤回・取消し規律に服する。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「目的外使用許可」は妥当 / B「使用許可取消し」も妥当
イ．A「目的外使用許可」は妥当 / B「使用許可取消し」は不妥当
ウ．A「目的外使用許可」は不妥当 / B「使用許可取消し」は妥当
エ．A「目的外使用許可」は不妥当 / B「使用許可取消し」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政財産は原則処分制限がある一方、公共目的を妨げない範囲で目的外使用許可が可能である。Bの根拠：行政財産の目的外使用許可は、公共目的を確保するため一定の撤回・取消し規律に服する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0085

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「使用許可取消し」について、学習メモ「行政財産の目的外使用許可は、公共目的を確保するため一定の撤回・取消し規律に服する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「普通財産」について、学習メモ「行政財産は公共目的確保のため処分制限が強く、普通財産は比較的私法的な管理処分が可能である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「使用許可取消し」は妥当 / B「普通財産」も妥当
イ . A「使用許可取消し」は妥当 / B「普通財産」は不妥当
ウ . A「使用許可取消し」は不妥当 / B「普通財産」は妥当
エ . A「使用許可取消し」は不妥当 / B「普通財産」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政財産の目的外使用許可は、公共目的を確保するため一定の撤回・取消し規律に服する。Bの根拠：行政財産は公共目的確保のため処分制限が強く、普通財産は比較的私法的な管理処分が可能である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0086

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「普通財産」について、学習メモ「行政財産は公共目的確保のため処分制限が強く、普通財産は比較的私法的な管理処分が可能である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「普通財産・公用必要」について、学習メモ「普通財産では私法的な貸付けが可能だが、公用必要による解除など公的規律が加わる場合がある。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「普通財産」は妥当 / B「普通財産・公用必要」も妥当
イ . A「普通財産」は妥当 / B「普通財産・公用必要」は不妥当
ウ . A「普通財産」は不妥当 / B「普通財産・公用必要」は妥当
エ . A「普通財産」は不妥当 / B「普通財産・公用必要」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政財産は公共目的確保のため処分制限が強く、普通財産は比較的私法的な管理処分が可能である。Bの根拠：普通財産では私法的な貸付けが可能だが、公用必要による解除など公的規律が加わる場合がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0087

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「普通財産・公用必要」について、学習メモ「普通財産では私法的な貸付けが可能だが、公用必要による解除など公的規律が加わる場合がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「公の施設・利用拒否」について、学習メモ「公の施設では利用拒否の正当理由と不当な差別的取扱いの禁止が重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「普通財産・公用必要」は妥当 / B「公の施設・利用拒否」も妥当

イ．A「普通財産・公用必要」は妥当 / B「公の施設・利用拒否」は不妥当

ウ．A「普通財産・公用必要」は不妥当 / B「公の施設・利用拒否」は妥当

エ．A「普通財産・公用必要」は不妥当 / B「公の施設・利用拒否」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：普通財産では私法的な貸付けが可能だが、公用必要による解除など公的規律が加わる場合がある。 Bの根拠：公の施設では利用拒否の正当理由と不当な差別的取扱いの禁止が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0088

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「公の施設・利用拒否」について、学習メモ「公の施設では利用拒否の正当理由と不当な差別的取扱いの禁止が重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「公の施設・差別禁止」について、学習メモ「公の施設の管理では、正当な利用拒否理由の有無と不当な差別の禁止をセットで確認する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「公の施設・利用拒否」は妥当 / B「公の施設・差別禁止」も妥当

イ．A「公の施設・利用拒否」は妥当 / B「公の施設・差別禁止」は不妥当

ウ．A「公の施設・利用拒否」は不妥当 / B「公の施設・差別禁止」は妥当

エ．A「公の施設・利用拒否」は不妥当 / B「公の施設・差別禁止」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：公の施設では利用拒否の正当理由と不当な差別的取扱いの禁止が重要である。 Bの根拠：公の施設の管理では、正当な利用拒否理由の有無と不当な差別の禁止をセットで確認する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0089

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「公の施設・差別禁止」について、学習メモ「公の施設の管理では、正当な利用拒否理由の有無と不当な差別の禁止をセットで確認する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「指定管理者」について、学習メモ「指定管理者は「管理委託」と異なる制度で、条例・議会議決など法定手続を伴う。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「公の施設・差別禁止」は妥当 / B「指定管理者」も妥当
イ．A「公の施設・差別禁止」は妥当 / B「指定管理者」は不妥当
ウ．A「公の施設・差別禁止」は不妥当 / B「指定管理者」は妥当
エ．A「公の施設・差別禁止」は不妥当 / B「指定管理者」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：公の施設の管理では、正当な利用拒否理由の有無と不当な差別の禁止をセットで確認する。Bの根拠：指定管理者は「管理委託」と異なる制度で、条例・議会議決など法定手続を伴う。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0090

行政裁量・非権力作用 > 行政上の法律関係・公物 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「指定管理者」について、学習メモ「指定管理者は「管理委託」と異なる制度で、条例・議会議決など法定手続を伴う。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「公法・私法」について、学習メモ「「誰が当事者か」ではなく、「どのような法的権限・作用形式か」を見る。」を誤った整理として退ける。

ア．A「指定管理者」は妥当 / B「公法・私法」も妥当
イ．A「指定管理者」は妥当 / B「公法・私法」は不妥当
ウ．A「指定管理者」は不妥当 / B「公法・私法」は妥当
エ．A「指定管理者」は不妥当 / B「公法・私法」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：指定管理者は「管理委託」と異なる制度で、条例・議会議決など法定手続を伴う。Bの根拠：「誰が当事者か」ではなく、「どのような法的権限・作用形式か」を見る。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0091

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「審査基準の設定」について、学習メモ「審査基準は許認可等の判断を公正・透明にするための基準で、行政庁はこれを定める必要がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「審査基準の公表」について、学習メモ「審査基準は具体化と公表が原則である。ここを処分基準の努力義務と混同しないことが重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「審査基準の設定」は妥当 / B「審査基準の公表」も妥当

イ . A「審査基準の設定」は妥当 / B「審査基準の公表」は不妥当

ウ . A「審査基準の設定」は不妥当 / B「審査基準の公表」は妥当

エ . A「審査基準の設定」は不妥当 / B「審査基準の公表」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：審査基準は許認可等の判断を公正・透明にするための基準で、行政庁はこれを定める必要がある。Bの根拠：審査基準は具体化と公表が原則である。ここを処分基準の努力義務と混同しないことが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0092

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「審査基準の公表」について、学習メモ「審査基準は具体化と公表が原則である。ここを処分基準の努力義務と混同しないことが重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「標準処理期間」について、学習メモ「「定めることは努力義務、定めた後の公表は義務」という組合せが頻出論点である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「審査基準の公表」は妥当 / B「標準処理期間」も妥当

イ . A「審査基準の公表」は妥当 / B「標準処理期間」は不妥当

ウ . A「審査基準の公表」は不妥当 / B「標準処理期間」は妥当

エ . A「審査基準の公表」は不妥当 / B「標準処理期間」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：審査基準は具体化と公表が原則である。ここを処分基準の努力義務と混同しないことが重要である。Bの根拠：「定めることは努力義務、定めた後の公表は義務」という組合せが頻出論点である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0093

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「標準処理期間」について、学習メモ「「定めることは努力義務、定めた後の公表は義務」という組合せが頻出論点である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「到達後の審査開始」について、学習メモ「申請手続では、行政庁が受付後に放置することを防ぐため、到達後の遅滞なき審査開始が明記されている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「標準処理期間」は妥当 / B「到達後の審査開始」も妥当

イ．A「標準処理期間」は妥当 / B「到達後の審査開始」は不妥当

ウ．A「標準処理期間」は不妥当 / B「到達後の審査開始」は妥当

エ．A「標準処理期間」は不妥当 / B「到達後の審査開始」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：「定めることは努力義務、定めた後の公表は義務」という組合せが頻出論点である。Bの根拠：申請手続では、行政庁が受付後に放置することを防ぐため、到達後の遅滞なき審査開始が明記されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0094

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「到達後の審査開始」について、学習メモ「申請手続では、行政庁が受付後に放置することを防ぐため、到達後の遅滞なき審査開始が明記されている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「申請の補正・拒否」について、学習メモ「形式要件不備への法定対応は「相当期間を定めた補正要求」または「許認可等の拒否」である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「到達後の審査開始」は妥当 / B「申請の補正・拒否」も妥当

イ．A「到達後の審査開始」は妥当 / B「申請の補正・拒否」は不妥当

ウ．A「到達後の審査開始」は不妥当 / B「申請の補正・拒否」は妥当

エ．A「到達後の審査開始」は不妥当 / B「申請の補正・拒否」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：申請手続では、行政庁が受付後に放置することを防ぐため、到達後の遅滞なき審査開始が明記されている。Bの根拠：形式要件不備への法定対応は「相当期間を定めた補正要求」または「許認可等の拒否」である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0095

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「申請の補正・拒否」について、学習メモ「形式要件不備への法定対応は「相当期間を定めた補正要求」または「許認可等の拒否」である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「申請拒否の理由提示」について、学習メモ「理由提示は行政判断の慎重さと申請者の不服申立て準備を支える。例外要件は限定的に理解する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「申請の補正・拒否」は妥当 / B「申請拒否の理由提示」も妥当

イ . A「申請の補正・拒否」は妥当 / B「申請拒否の理由提示」は不妥当

ウ . A「申請の補正・拒否」は不妥当 / B「申請拒否の理由提示」は妥当

エ . A「申請の補正・拒否」は不妥当 / B「申請拒否の理由提示」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：形式要件不備への法定対応は「相当期間を定めた補正要求」または「許認可等の拒否」である。Bの根拠：理由提示は行政判断の慎重さと申請者の不服申立て準備を支える。例外要件は限定的に理解する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0096

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「申請拒否の理由提示」について、学習メモ「理由提示は行政判断の慎重さと申請者の不服申立て準備を支える。例外要件は限定的に理解する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「書面処分と理由」について、学習メモ「処分の形式と理由提示の形式を対応させる規定である。書面による拒否なら理由も書面で示す。」を誤った整理として退ける。

ア . A「申請拒否の理由提示」は妥当 / B「書面処分と理由」も妥当

イ . A「申請拒否の理由提示」は妥当 / B「書面処分と理由」は不妥当

ウ . A「申請拒否の理由提示」は不妥当 / B「書面処分と理由」は妥当

エ . A「申請拒否の理由提示」は不妥当 / B「書面処分と理由」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：理由提示は行政判断の慎重さと申請者の不服申立て準備を支える。例外要件は限定的に理解する。Bの根拠：処分の形式と理由提示の形式を対応させる規定である。書面による拒否なら理由も書面で示す。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0097

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「書面処分と理由」について、学習メモ「処分の形式と理由提示の形式を対応させる規定である。書面による拒否なら理由も書面で示す。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「審査情報の提供」について、学習メモ「行政手続法9条は、審査状況・処分時期の見通しや申請に必要な情報について、申請者等への情報提供努力を定めている。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「書面処分と理由」は妥当 / B「審査情報の提供」も妥当

イ . A「書面処分と理由」は妥当 / B「審査情報の提供」は不妥当

ウ . A「書面処分と理由」は不妥当 / B「審査情報の提供」は妥当

エ . A「書面処分と理由」は不妥当 / B「審査情報の提供」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：処分の形式と理由提示の形式を対応させる規定である。書面による拒否なら理由も書面で示す。Bの根拠：行政手続法9条は、審査状況・処分時期の見通しや申請に必要な情報について、申請者等への情報提供努力を定めている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0098

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「審査情報の提供」について、学習メモ「行政手続法9条は、審査状況・処分時期の見通しや申請に必要な情報について、申請者等への情報提供努力を定めている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「公聴会等」について、学習メモ「第三者利害型の許認可では、行政庁は必要に応じて意見聴取の機会を設けるよう努める。」を誤った整理として退ける。

ア . A「審査情報の提供」は妥当 / B「公聴会等」も妥当

イ . A「審査情報の提供」は妥当 / B「公聴会等」は不妥当

ウ . A「審査情報の提供」は不妥当 / B「公聴会等」は妥当

エ . A「審査情報の提供」は不妥当 / B「公聴会等」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政手続法9条は、審査状況・処分時期の見通しや申請に必要な情報について、申請者等への情報提供努力を定めている。Bの根拠：第三者利害型の許認可では、行政庁は必要に応じて意見聴取の機会を設けるよう努める。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0099

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「公聴会等」について、学習メモ「第三者利害型の許認可では、行政庁は必要に応じて意見聴取の機会を設けるよう努める。」を誤った整理として退ける。

B：論点「複数行政庁の連携」について、学習メモ「複数行政庁が関与しても「たらい回し」による遅延を防ぎ、必要な連携で審査を促進するのが行政手続法11条の考え方である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「公聴会等」は妥当 / B「複数行政庁の連携」も妥当

イ．A「公聴会等」は妥当 / B「複数行政庁の連携」は不妥当

ウ．A「公聴会等」は不妥当 / B「複数行政庁の連携」は妥当

エ．A「公聴会等」は不妥当 / B「複数行政庁の連携」も不妥当

0100

行政手続法 > 申請に対する処分 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「複数行政庁の連携」について、学習メモ「複数行政庁が関与しても「たらい回し」による遅延を防ぎ、必要な連携で審査を促進するのが行政手続法11条の考え方である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「審査基準の設定」について、学習メモ「審査基準は許認可等の判断を公正・透明にするための基準で、行政庁はこれを定める必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「複数行政庁の連携」は妥当 / B「審査基準の設定」も妥当

イ．A「複数行政庁の連携」は妥当 / B「審査基準の設定」は不妥当

ウ．A「複数行政庁の連携」は不妥当 / B「審査基準の設定」は妥当

エ．A「複数行政庁の連携」は不妥当 / B「審査基準の設定」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：第三者利害型の許認可では、行政庁は必要に応じて意見聴取の機会を設けるよう努める。 Bの根拠：複数行政庁が関与しても「たらい回し」による遅延を防ぎ、必要な連携で審査を促進するのが行政手続法11条の考え方である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：複数行政庁が関与しても「たらい回し」による遅延を防ぎ、必要な連携で審査を促進するのが行政手続法11条の考え方である。 Bの根拠：審査基準は許認可等の判断を公正・透明にするための基準で、行政庁はこれを定める必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0101 行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「処分基準」について、学習メモ「審査基準は「定めるものとする」、処分基準は「定め、公にしておくよう努める」。両者の強度の違いが重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「聴聞の対象」について、学習メモ「重大な不利益処分である許認可等の取消しでは、より手厚い意見陳述手続である聴聞が原則となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「処分基準」は妥当 / B「聴聞の対象」も妥当
イ．A「処分基準」は妥当 / B「聴聞の対象」は不妥当
ウ．A「処分基準」は不妥当 / B「聴聞の対象」は妥当
エ．A「処分基準」は不妥当 / B「聴聞の対象」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：審査基準は「定めるものとする」、処分基準は「定め、公にしておくよう努める」。両者の強度の違いが重要である。Bの根拠：重大な不利益処分である許認可等の取消しでは、より手厚い意見陳述手続である聴聞が原則となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0102 行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「聴聞の対象」について、学習メモ「重大な不利益処分である許認可等の取消しでは、より手厚い意見陳述手続である聴聞が原則となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「資格・地位の剥奪」について、学習メモ「聴聞対象は許認可等の取消しだけではなく、名宛人の資格・地位を直接奪う処分にも及ぶ。」を誤った整理として退ける。

ア．A「聴聞の対象」は妥当 / B「資格・地位の剥奪」も妥当
イ．A「聴聞の対象」は妥当 / B「資格・地位の剥奪」は不妥当
ウ．A「聴聞の対象」は不妥当 / B「資格・地位の剥奪」は妥当
エ．A「聴聞の対象」は不妥当 / B「資格・地位の剥奪」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：重大な不利益処分である許認可等の取消しでは、より手厚い意見陳述手続である聴聞が原則となる。 Bの根拠：聴聞対象は許認可等の取消しだけではなく、名宛人の資格・地位を直接奪う処分にも及ぶ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0103

行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「資格・地位の剥奪」について、学習メモ「聴聞対象は許認可等の取消しだけではなく、名宛人の資格・地位を直接奪う処分にも及ぶ。」を誤った整理として退ける。

B：論点「緊急時の手続除外」について、学習メモ「意見陳述手続が原則である一方、公益上の緊急性など法定の例外もある。例外は限定的に捉える。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「資格・地位の剥奪」は妥当 / B「緊急時の手続除外」も妥当

イ . A「資格・地位の剥奪」は妥当 / B「緊急時の手続除外」は不妥当

ウ . A「資格・地位の剥奪」は不妥当 / B「緊急時の手続除外」は妥当

エ . A「資格・地位の剥奪」は不妥当 / B「緊急時の手続除外」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：聴聞対象は許認可等の取消しだけではなく、名宛人の資格・地位を直接奪う処分にも及ぶ。 Bの根拠：意見陳述手続が原則である一方、公益上の緊急性など法定の例外もある。例外は限定的に捉える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0104

行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「緊急時の手続除外」について、学習メモ「意見陳述手続が原則である一方、公益上の緊急性など法定の例外もある。例外は限定的に捉える。」を誤った整理として退ける。

B：論点「不利益処分の理由提示」について、学習メモ「不利益処分でも理由提示は原則同時である。緊急例外を理由提示そのものの永久免除と誤解しない。」を誤った整理として退ける。

ア . A「緊急時の手続除外」は妥当 / B「不利益処分の理由提示」も妥当

イ . A「緊急時の手続除外」は妥当 / B「不利益処分の理由提示」は不妥当

ウ . A「緊急時の手続除外」は不妥当 / B「不利益処分の理由提示」は妥当

エ . A「緊急時の手続除外」は不妥当 / B「不利益処分の理由提示」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：意見陳述手続が原則である一方、公益上の緊急性など法定の例外もある。例外は限定的に捉える。 Bの根拠：不利益処分でも理由提示は原則同時である。緊急例外を理由提示そのものの永久免除と誤解しない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0105

行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「不利益処分の理由提示」について、学習メモ「不利益処分でも理由提示は原則同時である。緊急例外を理由提示そのものの永久免除と誤解しない。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「聴聞通知」について、学習メモ「聴聞通知は、防御準備ができるよう処分内容・法的根拠・原因事実・期日場所等を事前に知らせる制度である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「不利益処分の理由提示」は妥当 / B「聴聞通知」も妥当

イ . A「不利益処分の理由提示」は妥当 / B「聴聞通知」は不妥当

ウ . A「不利益処分の理由提示」は不妥当 / B「聴聞通知」は妥当

エ . A「不利益処分の理由提示」は不妥当 / B「聴聞通知」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：不利益処分でも理由提示は原則同時である。緊急例外を理由提示そのものの永久免除と誤解しない。 Bの根拠：聴聞通知は、防御準備ができるよう処分内容・法的根拠・原因事実・期日場所等を事前に知らせる制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0106

行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「聴聞通知」について、学習メモ「聴聞通知は、防御準備ができるよう処分内容・法的根拠・原因事実・期日場所等を事前に知らせる制度である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「文書等の閲覧」について、学習メモ「聴聞の実効性を確保するため、当事者等には原因事実を支える資料へのアクセスが認められている。」を誤った整理として退ける。

ア . A「聴聞通知」は妥当 / B「文書等の閲覧」も妥当

イ . A「聴聞通知」は妥当 / B「文書等の閲覧」は不妥当

ウ . A「聴聞通知」は不妥当 / B「文書等の閲覧」は妥当

エ . A「聴聞通知」は不妥当 / B「文書等の閲覧」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：聴聞通知は、防御準備ができるよう処分内容・法的根拠・原因事実・期日場所等を事前に知らせる制度である。 Bの根拠：聴聞の実効性を確保するため、当事者等には原因事実を支える資料へのアクセスが認められている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0107

行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「文書等の閲覧」について、学習メモ「聴聞の実効性を確保するため、当事者等には原因事実を支える資料へのアクセスが認められている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「聴聞の公開」について、学習メモ「裁判の公開原則と混同しないこと。行政手続法上の聴聞は原則非公開である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「文書等の閲覧」は妥当 / B「聴聞の公開」も妥当

イ . A「文書等の閲覧」は妥当 / B「聴聞の公開」は不妥当

ウ . A「文書等の閲覧」は不妥当 / B「聴聞の公開」は妥当

エ . A「文書等の閲覧」は不妥当 / B「聴聞の公開」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：聴聞の実効性を確保するため、当事者等には原因事実を支える資料へのアクセスが認められている。 Bの根拠：裁判の公開原則と混同しないこと。行政手続法上の聴聞は原則非公開である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0108

行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「聴聞の公開」について、学習メモ「裁判の公開原則と混同しないこと。行政手続法上の聴聞は原則非公開である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「聴聞後の決定」について、学習メモ「聴聞は単なる形式ではなく、主宰者の調書・報告書が行政庁の最終判断に反映される仕組みになっている。」を誤った整理として退ける。

ア . A「聴聞の公開」は妥当 / B「聴聞後の決定」も妥当

イ . A「聴聞の公開」は妥当 / B「聴聞後の決定」は不妥当

ウ . A「聴聞の公開」は不妥当 / B「聴聞後の決定」は妥当

エ . A「聴聞の公開」は不妥当 / B「聴聞後の決定」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：裁判の公開原則と混同しないこと。行政手続法上の聴聞は原則非公開である。 Bの根拠：聴聞は単なる形式ではなく、主宰者の調書・報告書が行政庁の最終判断に反映される仕組みになっている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0109 行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「聴聞後の決定」について、学習メモ「聴聞は単なる形式ではなく、主宰者の調書・報告書が行政庁の最終判断に反映される仕組みになっている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「弁明の方式」について、学習メモ「聴聞と弁明を区別する際は、対象処分の重大性だけでなく、弁明は原則書面方式という手続構造も押さえる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「聴聞後の決定」は妥当 / B「弁明の方式」も妥当
イ . A「聴聞後の決定」は妥当 / B「弁明の方式」は不妥当
ウ . A「聴聞後の決定」は不妥当 / B「弁明の方式」は妥当
エ . A「聴聞後の決定」は不妥当 / B「弁明の方式」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：聴聞は単なる形式ではなく、主宰者の調書・報告書が行政庁の最終判断に反映される仕組みになっている。 Bの根拠：聴聞と弁明を区別する際は、対象処分の重大性だけでなく、弁明は原則書面方式という手続構造も押さえる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0110 行政手続法 > 不利益処分・聴聞・弁明 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「弁明の方式」について、学習メモ「聴聞と弁明を区別する際は、対象処分の重大性だけでなく、弁明は原則書面方式という手続構造も押さえる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「処分基準」について、学習メモ「審査基準は「定めるものとする」、処分基準は「定め、公にしておくよう努める」。両者の強度の違いが重要である。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「弁明の方式」は妥当 / B「処分基準」も妥当
イ . A「弁明の方式」は妥当 / B「処分基準」は不妥当
ウ . A「弁明の方式」は不妥当 / B「処分基準」は妥当
エ . A「弁明の方式」は不妥当 / B「処分基準」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：聴聞と弁明を区別する際は、対象処分の重大性だけでなく、弁明は原則書面方式という手続構造も押さえる。 Bの根拠：審査基準は「定めるものとする」、処分基準は「定め、公にしておくよう努める」。両者の強度の違いが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0111

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「行政指導の一般原則」について、学習メモ「行政指導は非権力的手法であり、任意性と所掌事務の範囲内という二つの柱を押さえる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「不利益取扱い禁止」について、学習メモ「行政指導が事実上の強制にならないよう、不服従を理由とした不利益取扱いが明示的に禁止されている。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「行政指導の一般原則」は妥当 / B「不利益取扱い禁止」も妥当
- イ . A「行政指導の一般原則」は妥当 / B「不利益取扱い禁止」は不妥当
- ウ . A「行政指導の一般原則」は不妥当 / B「不利益取扱い禁止」は妥当
- エ . A「行政指導の一般原則」は不妥当 / B「不利益取扱い禁止」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政指導は非権力的手法であり、任意性と所掌事務の範囲内という二つの柱を押さえる。Bの根拠：行政指導が事実上の強制にならないよう、不服従を理由とした不利益取扱いが明示的に禁止されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0112

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「不利益取扱い禁止」について、学習メモ「行政指導が事実上の強制にならないよう、不服従を理由とした不利益取扱いが明示的に禁止されている。」を誤った整理として退ける。
B：論点「申請関連行政指導」について、学習メモ「申請に関連する行政指導が、実質的な申請拒否や審査放置の手段にならないようにする規定である。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「不利益取扱い禁止」は妥当 / B「申請関連行政指導」も妥当
- イ . A「不利益取扱い禁止」は妥当 / B「申請関連行政指導」は不妥当
- ウ . A「不利益取扱い禁止」は不妥当 / B「申請関連行政指導」は妥当
- エ . A「不利益取扱い禁止」は不妥当 / B「申請関連行政指導」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政指導が事実上の強制にならないよう、不服従を理由とした不利益取扱いが明示的に禁止されている。Bの根拠：申請に関連する行政指導が、実質的な申請拒否や審査放置の手段にならないようにする規定である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0113

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「申請関連行政指導」について、学習メモ「申請に関連する行政指導が、実質的な申請拒否や審査放置の手段にならないようにする規定である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「権限示唆の限界」について、学習メモ「行政指導では、許認可権限を背景にした事実上の強制を防ぐための規制が置かれている。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「申請関連行政指導」は妥当 / B「権限示唆の限界」も妥当
イ . A「申請関連行政指導」は妥当 / B「権限示唆の限界」は不妥当
ウ . A「申請関連行政指導」は不妥当 / B「権限示唆の限界」は妥当
エ . A「申請関連行政指導」は不妥当 / B「権限示唆の限界」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：申請に関連する行政指導が、実質的な申請拒否や審査放置の手段にならないようにする規定である。 Bの根拠：行政指導では、許認可権限を背景にした事実上の強制を防ぐための規制が置かれている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0114

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「権限示唆の限界」について、学習メモ「行政指導では、許認可権限を背景にした事実上の強制を防ぐための規制が置かれている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「行政指導の方式」について、学習メモ「相手方が「誰の責任で、何の目的・内容の指導を受けているか」を把握できるようにする規定である。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「権限示唆の限界」は妥当 / B「行政指導の方式」も妥当
イ . A「権限示唆の限界」は妥当 / B「行政指導の方式」は不妥当
ウ . A「権限示唆の限界」は不妥当 / B「行政指導の方式」は妥当
エ . A「権限示唆の限界」は不妥当 / B「行政指導の方式」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政指導では、許認可権限を背景にした事実上の強制を防ぐための規制が置かれている。 Bの根拠：相手方が「誰の責任で、何の目的・内容の指導を受けているか」を把握できるようにする規定である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0115

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「行政指導の方式」について、学習メモ「相手方が「誰の責任で、何の目的・内容の指導を受けているか」を把握できるようにする規定である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政指導の書面化」について、学習メモ「行政指導の透明性を高め、事実上の圧力を検証可能にするため、口頭指導の書面化請求制度がある。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「行政指導の方式」は妥当 / B「行政指導の書面化」も妥当

イ . A「行政指導の方式」は妥当 / B「行政指導の書面化」は不妥当

ウ . A「行政指導の方式」は不妥当 / B「行政指導の書面化」は妥当

エ . A「行政指導の方式」は不妥当 / B「行政指導の書面化」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：相手方が「誰の責任で、何の目的・内容の指導を受けているか」を把握できるようにする規定である。 Bの根拠：行政指導の透明性を高め、事実上の圧力を検証可能にするため、口頭指導の書面化請求制度がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0116

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「行政指導の書面化」について、学習メモ「行政指導の透明性を高め、事実上の圧力を検証可能にするため、口頭指導の書面化請求制度がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政指導指針」について、学習メモ「多数者への行政指導で基準が不透明にならないよう、指針設定・公表が規律されている。」を誤った整理として退ける。

ア . A「行政指導の書面化」は妥当 / B「行政指導指針」も妥当

イ . A「行政指導の書面化」は妥当 / B「行政指導指針」は不妥当

ウ . A「行政指導の書面化」は不妥当 / B「行政指導指針」は妥当

エ . A「行政指導の書面化」は不妥当 / B「行政指導指針」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：行政指導の透明性を高め、事実上の圧力を検証可能にするため、口頭指導の書面化請求制度がある。 Bの根拠：多数者への行政指導で基準が不透明にならないよう、指針設定・公表が規律されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0117

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「行政指導指針」について、学習メモ「多数者への行政指導で基準が不透明にならないよう、指針設定・公表が規律されている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「行政指導の中止等の求め」について、学習メモ「中止等の求めはすべての行政指導に無条件で使えるのではなく、法律根拠のある是正型行政指導など要件がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「行政指導指針」は妥当 / B「行政指導の中止等の求め」も妥当

イ．A「行政指導指針」は妥当 / B「行政指導の中止等の求め」は不妥当

ウ．A「行政指導指針」は不妥当 / B「行政指導の中止等の求め」は妥当

エ．A「行政指導指針」は不妥当 / B「行政指導の中止等の求め」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：多数者への行政指導で基準が不透明にならないよう、指針設定・公表が規律されている。Bの根拠：中止等の求めはすべての行政指導に無条件で使えるのではなく、法律根拠のある是正型行政指導など要件がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0118

行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「行政指導の中止等の求め」について、学習メモ「中止等の求めはすべての行政指導に無条件で使えるのではなく、法律根拠のある是正型行政指導など要件がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「届出の効力」について、学習メモ「届出は申請と異なり、形式要件を満たして提出先に到達すれば手続上の義務履行となる点が重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「行政指導の中止等の求め」は妥当 / B「届出の効力」も妥当

イ．A「行政指導の中止等の求め」は妥当 / B「届出の効力」は不妥当

ウ．A「行政指導の中止等の求め」は不妥当 / B「届出の効力」は妥当

エ．A「行政指導の中止等の求め」は不妥当 / B「届出の効力」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：中止等の求めはすべての行政指導に無条件で使えるのではなく、法律根拠のある是正型行政指導など要件がある。Bの根拠：届出は申請と異なり、形式要件を満たして提出先に到達すれば手続上の義務履行となる点が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0119 行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「届出の効力」について、学習メモ「届出は申請と異なり、形式要件を満たして提出先に到達すれば手続上の義務履行となる点が重要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「意見公募手続」について、学習メモ「パブリックコメントは「意見を募集するだけ」ではなく、原則30日以上の期間、提出意見の考慮、結果・理由の公示までが一連の仕組みである。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「届出の効力」は妥当 / B「意見公募手続」も妥当
イ．A「届出の効力」は妥当 / B「意見公募手続」は不妥当
ウ．A「届出の効力」は不妥当 / B「意見公募手続」は妥当
エ．A「届出の効力」は不妥当 / B「意見公募手続」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：届出は申請と異なり、形式要件を満たして提出先に到達すれば手続上の義務履行となる点が重要である。Bの根拠：パブリックコメントは「意見を募集するだけ」ではなく、原則30日以上の期間、提出意見の考慮、結果・理由の公示までが一連の仕組みである。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0120 行政手続法 > 行政指導・届出・命令等制定手続 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「意見公募手続」について、学習メモ「パブリックコメントは「意見を募集するだけ」ではなく、原則30日以上の期間、提出意見の考慮、結果・理由の公示までが一連の仕組みである。」を誤った整理として退ける。
B：論点「行政指導の一般原則」について、学習メモ「行政指導は非権力的手法であり、任意性と所掌事務の範囲内という二つの柱を押さえる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「意見公募手続」は妥当 / B「行政指導の一般原則」も妥当
イ．A「意見公募手続」は妥当 / B「行政指導の一般原則」は不妥当
ウ．A「意見公募手続」は不妥当 / B「行政指導の一般原則」は妥当
エ．A「意見公募手続」は不妥当 / B「行政指導の一般原則」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：パブリックコメントは「意見を募集するだけ」ではなく、原則30日以上の期間、提出意見の考慮、結果・理由の公示までが一連の仕組みである。Bの根拠：行政指導は非権力的手法であり、任意性と所掌事務の範囲内という二つの柱を押さえる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0121

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「代執行の対象」について、学習メモ「代執行のキーワードは「代替的作為義務」。義務者に代わって行政庁または第三者が実行できることが必要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「代執行の実体要件」について、学習メモ「代執行は強力な手段なので、単なる不履行だけでは足りず、補充性と公益性も要求される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「代執行の対象」は妥当 / B「代執行の実体要件」も妥当

イ．A「代執行の対象」は妥当 / B「代執行の実体要件」は不妥当

ウ．A「代執行の対象」は不妥当 / B「代執行の実体要件」は妥当

エ．A「代執行の対象」は不妥当 / B「代執行の実体要件」も不妥当

0122

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「代執行の実体要件」について、学習メモ「代執行は強力な手段なので、単なる不履行だけでは足りず、補充性と公益性も要求される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「代執行の法的根拠」について、学習メモ「代執行の根拠関係では、義務が法律により直接課される場合と、法律に基づく行政庁の命令により課される場合がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「代執行の実体要件」は妥当 / B「代執行の法的根拠」も妥当

イ．A「代執行の実体要件」は妥当 / B「代執行の法的根拠」は不妥当

ウ．A「代執行の実体要件」は不妥当 / B「代執行の法的根拠」は妥当

エ．A「代執行の実体要件」は不妥当 / B「代執行の法的根拠」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代執行のキーワードは「代替的作為義務」。義務者に代わって行政庁または第三者が実行できることが必要である。 Bの根拠：代執行は強力な手段なので、単なる不履行だけでは足りず、補充性と公益性も要求される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代執行は強力な手段なので、単なる不履行だけでは足りず、補充性と公益性も要求される。 Bの根拠：代執行の根拠関係では、義務が法律により直接課される場合と、法律に基づく行政庁の命令により課される場合がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0123

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「代執行の法的根拠」について、学習メモ「代執行の根拠関係では、義務が法律により直接課される場合と、法律に基づく行政庁の命令により課される場合がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「戒告」について、学習メモ「通常手続では「戒告→代執行令書による通知→代執行」という流れを押さえる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「代執行の法的根拠」は妥当 / B「戒告」も妥当
イ．A「代執行の法的根拠」は妥当 / B「戒告」は不妥当
ウ．A「代執行の法的根拠」は不妥当 / B「戒告」は妥当
エ．A「代執行の法的根拠」は不妥当 / B「戒告」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代執行の根拠関係では、義務が法律により直接課される場合と、法律に基づく行政庁の命令により課される場合がある。 Bの根拠：通常手続では「戒告→代執行令書による通知→代執行」という流れを押さえる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0124

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「戒告」について、学習メモ「通常手続では「戒告→代執行令書による通知→代執行」という流れを押さえる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「代執行令書」について、学習メモ「代執行令書では、いつ・誰が責任者として・概算いくらで実施するかを義務者に知らせる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「戒告」は妥当 / B「代執行令書」も妥当
イ．A「戒告」は妥当 / B「代執行令書」は不妥当
ウ．A「戒告」は不妥当 / B「代執行令書」は妥当
エ．A「戒告」は不妥当 / B「代執行令書」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：通常手続では「戒告→代執行令書による通知→代執行」という流れを押さえる。 Bの根拠：代執行令書では、いつ・誰が責任者として・概算いくらで実施するかを義務者に知らせる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0125

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「代執行令書」について、学習メモ「代執行令書では、いつ・誰が責任者として・概算いくらで実施するかを義務者に知らせる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「緊急代執行」について、学習メモ「緊急代執行は手続の例外であって、代執行の制度自体の法的根拠を消すものではない。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「代執行令書」は妥当 / B「緊急代執行」も妥当

イ．A「代執行令書」は妥当 / B「緊急代執行」は不妥当

ウ．A「代執行令書」は不妥当 / B「緊急代執行」は妥当

エ．A「代執行令書」は不妥当 / B「緊急代執行」も不妥当

0126

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「緊急代執行」について、学習メモ「緊急代執行は手続の例外であって、代執行の制度自体の法的根拠を消すものではない。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「執行責任者の証票」について、学習メモ「権力的な実力行使であるため、現場の執行責任者の身分を確認できる仕組みが置かれている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「緊急代執行」は妥当 / B「執行責任者の証票」も妥当

イ．A「緊急代執行」は妥当 / B「執行責任者の証票」は不妥当

ウ．A「緊急代執行」は不妥当 / B「執行責任者の証票」は妥当

エ．A「緊急代執行」は不妥当 / B「執行責任者の証票」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代執行令書では、いつ・誰が責任者として・概算いくらで実施するかを義務者に知らせる。Bの根拠：緊急代執行は手続の例外であって、代執行の制度自体の法的根拠を消すものではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：緊急代執行は手続の例外であって、代執行の制度自体の法的根拠を消すものではない。Bの根拠：権力的な実力行使であるため、現場の執行責任者の身分を確認できる仕組みが置かれている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0127

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「執行責任者の証票」について、学習メモ「権力的な実力行使であるため、現場の執行責任者の身分を確認できる仕組みが置かれている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「代執行費用」について、学習メモ「代執行令書の段階は「概算見積額」、実施後は「実際に要した費用額」。この違いがポイントである。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「執行責任者の証票」は妥当 / B「代執行費用」も妥当

イ．A「執行責任者の証票」は妥当 / B「代執行費用」は不妥当

ウ．A「執行責任者の証票」は不妥当 / B「代執行費用」は妥当

エ．A「執行責任者の証票」は不妥当 / B「代執行費用」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：権力的な実力行使であるため、現場の執行責任者の身分を確認できる仕組みが置かれている。Bの根拠：代執行令書の段階は「概算見積額」、実施後は「実際に要した費用額」。この違いがポイントである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0128

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「代執行費用」について、学習メモ「代執行令書の段階は「概算見積額」、実施後は「実際に要した費用額」。この違いがポイントである。」を誤った整理として退ける。

B：論点「費用の強制徴収」について、学習メモ「代執行費用は単なる民事債権処理ではなく、法が強制徴収と先取特権を認めている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「代執行費用」は妥当 / B「費用の強制徴収」も妥当

イ．A「代執行費用」は妥当 / B「費用の強制徴収」は不妥当

ウ．A「代執行費用」は不妥当 / B「費用の強制徴収」は妥当

エ．A「代執行費用」は不妥当 / B「費用の強制徴収」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：代執行令書の段階は「概算見積額」、実施後は「実際に要した費用額」。この違いがポイントである。Bの根拠：代執行費用は単なる民事債権処理ではなく、法が強制徴収と先取特権を認めている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0129

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「費用の強制徴収」について、学習メモ「代執行費用は単なる民事債権処理ではなく、法が強制徴収と先取特権を認めている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「強制徴収との区別」について、学習メモ「義務履行確保手段は対象義務で整理すると理解しやすい。代執行は代替的作為義務、強制徴収は金銭給付義務の実現である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「費用の強制徴収」は妥当 / B「強制徴収との区別」も妥当
イ．A「費用の強制徴収」は妥当 / B「強制徴収との区別」は不妥当
ウ．A「費用の強制徴収」は不妥当 / B「強制徴収との区別」は妥当
エ．A「費用の強制徴収」は不妥当 / B「強制徴収との区別」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代執行費用は単なる民事債権処理ではなく、法が強制徴収と先取特権を認めている。Bの根拠：義務履行確保手段は対象義務で整理すると理解しやすい。代執行は代替的作為義務、強制徴収は金銭給付義務の実現である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0130

義務履行確保・行政調査 > 行政代執行・強制徴収 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「強制徴収との区別」について、学習メモ「義務履行確保手段は対象義務で整理すると理解しやすい。代執行は代替的作為義務、強制徴収は金銭給付義務の実現である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「代執行の対象」について、学習メモ「代執行のキーワードは「代替的作為義務」。義務者に代わって行政庁または第三者が実行できることが必要である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「強制徴収との区別」は妥当 / B「代執行の対象」も妥当
イ．A「強制徴収との区別」は妥当 / B「代執行の対象」は不妥当
ウ．A「強制徴収との区別」は不妥当 / B「代執行の対象」は妥当
エ．A「強制徴収との区別」は不妥当 / B「代執行の対象」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：義務履行確保手段は対象義務で整理すると理解しやすい。代執行は代替的作為義務、強制徴収は金銭給付義務の実現である。Bの根拠：代執行のキーワードは「代替的作為義務」。義務者に代わって行政庁または第三者が実行できることが必要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0131 義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「直接強制の概念」について、学習メモ「代執行・直接強制・強制徴収は、どのように義務を実現するかで区別する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「直接強制の法的根拠」について、学習メモ「権力的実力行使は「何となく公益に必要」だけでは足りない。制度ごとの法的根拠を確認する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「直接強制の概念」は妥当 / B「直接強制の法的根拠」も妥当
イ．A「直接強制の概念」は妥当 / B「直接強制の法的根拠」は不妥当
ウ．A「直接強制の概念」は不妥当 / B「直接強制の法的根拠」は妥当
エ．A「直接強制の概念」は不妥当 / B「直接強制の法的根拠」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代執行・直接強制・強制徴収は、どのように義務を実現するかで区別する。 Bの根拠：権力的実力行使は「何となく公益に必要」だけでは足りない。制度ごとの法的根拠を確認する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0132 義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「直接強制の法的根拠」について、学習メモ「権力的実力行使は「何となく公益に必要」だけでは足りない。制度ごとの法的根拠を確認する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「即時強制の概念」について、学習メモ「即時強制は「義務の不履行を是正する」のではなく、「目の危険等を直接除去する」点に特徴がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「直接強制の法的根拠」は妥当 / B「即時強制の概念」も妥当
イ．A「直接強制の法的根拠」は妥当 / B「即時強制の概念」は不妥当
ウ．A「直接強制の法的根拠」は不妥当 / B「即時強制の概念」は妥当
エ．A「直接強制の法的根拠」は不妥当 / B「即時強制の概念」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：権力的実力行使は「何となく公益に必要」だけでは足りない。制度ごとの法的根拠を確認する。 Bの根拠：即時強制は「義務の不履行を是正する」ではなく、「目の危険等を直接除去する」点に特徴がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0133

義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「即時強制の概念」について、学習メモ「即時強制は「義務の不履行を是正する」のではなく、「目前の危険等を直接除去する」点に特徴がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「警察の保護措置」について、学習メモ「即時的な行政実力措置でも、対象・必要性・時間など法律上の限界が具体的に定められている。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「即時強制の概念」は妥当 / B「警察の保護措置」も妥当

イ . A「即時強制の概念」は妥当 / B「警察の保護措置」は不妥当

ウ . A「即時強制の概念」は不妥当 / B「警察の保護措置」は妥当

エ . A「即時強制の概念」は不妥当 / B「警察の保護措置」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：即時強制は「義務の不履行を是正する」のではなく、「目前の危険等を直接除去する」点に特徴がある。Bの根拠：即時的な行政実力措置でも、対象・必要性・時間など法律上の限界が具体的に定められている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0134

義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「警察の保護措置」について、学習メモ「即時的な行政実力措置でも、対象・必要性・時間など法律上の限界が具体的に定められている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「危険時の立入」について、学習メモ「即時的措置でも比例原則的な限定が条文上明確であり、「必要な限度」を超える実力行使は許されない。」を誤った整理として退ける。

ア . A「警察の保護措置」は妥当 / B「危険時の立入」も妥当

イ . A「警察の保護措置」は妥当 / B「危険時の立入」は不妥当

ウ . A「警察の保護措置」は不妥当 / B「危険時の立入」は妥当

エ . A「警察の保護措置」は不妥当 / B「危険時の立入」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：即時的な行政実力措置でも、対象・必要性・時間など法律上の限界が具体的に定められている。Bの根拠：即時的措置でも比例原則的な限定が条文上明確であり、「必要な限度」を超える実力行使は許されない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0135

義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「危険時の立入」について、学習メモ「即時的措置でも比例原則的な限定が条文中明確であり、「必要な限度」を超える実力行使は許されない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政罰の分類」について、学習メモ「**「罰金」と「過料」**は文字が似ているが法的性質が異なる。行政書士試験では典型的な区別問題である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「危険時の立入」は妥当 / B「行政罰の分類」も妥当

イ . A「危険時の立入」は妥当 / B「行政罰の分類」は不妥当

ウ . A「危険時の立入」は不妥当 / B「行政罰の分類」は妥当

エ . A「危険時の立入」は不妥当 / B「行政罰の分類」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：即時的措置でも比例原則的な限定が条文中明確であり、「必要な限度」を超える実力行使は許されない。Bの根拠：「**罰金**」と「**過料**」は文字が似ているが法的性質が異なる。行政書士試験では典型的な区別問題である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0136

義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「行政罰の分類」について、学習メモ「**「罰金」と「過料」**は文字が似ているが法的性質が異なる。行政書士試験では典型的な区別問題である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「行政刑罰と刑法総則」について、学習メモ「行政刑罰は「行政機関のお願い」ではなく犯罪に対する刑罰であるため、刑法・刑事手続との関係を意識する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「行政罰の分類」は妥当 / B「行政刑罰と刑法総則」も妥当

イ . A「行政罰の分類」は妥当 / B「行政刑罰と刑法総則」は不妥当

ウ . A「行政罰の分類」は不妥当 / B「行政刑罰と刑法総則」は妥当

エ . A「行政罰の分類」は不妥当 / B「行政刑罰と刑法総則」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：「**罰金**」と「**過料**」は文字が似ているが法的性質が異なる。行政書士試験では典型的な区別問題である。Bの根拠：行政刑罰は「行政機関のお願い」ではなく犯罪に対する刑罰であるため、刑法・刑事手続との関係を意識する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0137 義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「行政刑罰と刑法総則」について、学習メモ「行政刑罰は「行政機関のお願い」ではなく犯罪に対する刑罰であるため、刑法・刑事手続との関係を意識する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「条例と行政罰」について、学習メモ「条例による制裁は無制限ではなく、地方自治法その他の法令が認める範囲内で設けられる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「行政刑罰と刑法総則」は妥当 / B「条例と行政罰」も妥当

イ．A「行政刑罰と刑法総則」は妥当 / B「条例と行政罰」は不妥当

ウ．A「行政刑罰と刑法総則」は不妥当 / B「条例と行政罰」は妥当

エ．A「行政刑罰と刑法総則」は不妥当 / B「条例と行政罰」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政刑罰は「行政機関のお願い」ではなく犯罪に対する刑罰であるため、刑法・刑事手続との関係を意識する。 Bの根拠：条例による制裁は無制限ではなく、地方自治法その他の法令が認める範囲内で設けられる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0138 義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「条例と行政罰」について、学習メモ「条例による制裁は無制限ではなく、地方自治法その他の法令が認める範囲内で設けられる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「地方自治法上の過料」について、学習メモ「地方自治法には、条例による秩序罰の具体例が存在する。罰金との法的性質の違いと合わせて理解する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「条例と行政罰」は妥当 / B「地方自治法上の過料」も妥当

イ．A「条例と行政罰」は妥当 / B「地方自治法上の過料」は不妥当

ウ．A「条例と行政罰」は不妥当 / B「地方自治法上の過料」は妥当

エ．A「条例と行政罰」は不妥当 / B「地方自治法上の過料」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：条例による制裁は無制限ではなく、地方自治法その他の法令が認める範囲内で設けられる。 Bの根拠：地方自治法には、条例による秩序罰の具体例が存在する。 罰金との法的性質の違いと合わせて理解する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0139 義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「地方自治法上の過料」について、学習メモ「地方自治法には、条例による秩序罰の具体例が存在する。罰金との法的性質の違いと合わせて理解する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「履行確保と制裁の併存」について、学習メモ「行政法では「義務を実現する手段」と「違反を制裁する手段」を分けて考えると制度整理が容易になる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「地方自治法上の過料」は妥当 / B「履行確保と制裁の併存」も妥当
イ．A「地方自治法上の過料」は妥当 / B「履行確保と制裁の併存」は不妥当
ウ．A「地方自治法上の過料」は不妥当 / B「履行確保と制裁の併存」は妥当
エ．A「地方自治法上の過料」は不妥当 / B「履行確保と制裁の併存」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：地方自治法には、条例による秩序罰の具体例が存在する。罰金との法的性質の違いと合わせて理解する。Bの根拠：行政法では「義務を実現する手段」と「違反を制裁する手段」を分けて考えると制度整理が容易になる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0140 義務履行確保・行政調査 > 直接強制・即時強制・行政罰 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「履行確保と制裁の併存」について、学習メモ「行政法では「義務を実現する手段」と「違反を制裁する手段」を分けて考えると制度整理が容易になる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「直接強制の概念」について、学習メモ「代執行・直接強制・強制徴収は、どのように義務を実現するかで区別する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「履行確保と制裁の併存」は妥当 / B「直接強制の概念」も妥当
イ．A「履行確保と制裁の併存」は妥当 / B「直接強制の概念」は不妥当
ウ．A「履行確保と制裁の併存」は不妥当 / B「直接強制の概念」は妥当
エ．A「履行確保と制裁の併存」は不妥当 / B「直接強制の概念」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政法では「義務を実現する手段」と「違反を制裁する手段」を分けて考えると制度整理が容易になる。Bの根拠：代執行・直接強制・強制徴収は、どのように義務を実現するかで区別する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0141 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「行政調査の法的根拠」について、学習メモ「調査」という名称だけで一括りにせず、任意性・強制性・法的根拠・目的を分けて検討する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「質問・検査」について、学習メモ「強制徴収を実効化するため、法は財産の所在・内容を把握する調査権限を具体的に定めている。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「行政調査の法的根拠」は妥当 / B「質問・検査」も妥当

イ . A「行政調査の法的根拠」は妥当 / B「質問・検査」は不妥当

ウ . A「行政調査の法的根拠」は不妥当 / B「質問・検査」は妥当

エ . A「行政調査の法的根拠」は不妥当 / B「質問・検査」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：「調査」という名称だけで一括りにせず、任意性・強制性・法的根拠・目的を分けて検討する。 Bの根拠：強制徴収を実効化するため、法は財産の所在・内容を把握する調査権限を具体的に定めている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0142 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「質問・検査」について、学習メモ「強制徴収を実効化するため、法は財産の所在・内容を把握する調査権限を具体的に定めている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「提出物件の留置き」について、学習メモ「行政調査に伴う物件の留置きも、目的・必要性和法律上の根拠に基づいて行われる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「質問・検査」は妥当 / B「提出物件の留置き」も妥当

イ . A「質問・検査」は妥当 / B「提出物件の留置き」は不妥当

ウ . A「質問・検査」は不妥当 / B「提出物件の留置き」は妥当

エ . A「質問・検査」は不妥当 / B「提出物件の留置き」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：強制徴収を実効化するため、法は財産の所在・内容を把握する調査権限を具体的に定めている。 Bの根拠：行政調査に伴う物件の留置きも、目的・必要性和法律上の根拠に基づいて行われる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0143

義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「提出物件の留置き」について、学習メモ「行政調査に伴う物件の留置きも、目的・必要性和法律上の根拠に基づいて行われる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「滞納者に対する搜索」について、学習メモ「行政上の搜索権限も存在するが、目的は滞納処分であり、犯罪捜査目的の権限とは区別される。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「提出物件の留置き」は妥当 / B「滞納者に対する搜索」も妥当
- イ . A「提出物件の留置き」は妥当 / B「滞納者に対する搜索」は不妥当
- ウ . A「提出物件の留置き」は不妥当 / B「滞納者に対する搜索」は妥当
- エ . A「提出物件の留置き」は不妥当 / B「滞納者に対する搜索」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政調査に伴う物件の留置きも、目的・必要性和法律上の根拠に基づいて行われる。Bの根拠：行政上の搜索権限も存在するが、目的は滞納処分であり、犯罪捜査目的の権限とは区別される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0144

義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「滞納者に対する搜索」について、学習メモ「行政上の搜索権限も存在するが、目的は滞納処分であり、犯罪捜査目的の権限とは区別される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「第三者への搜索」について、学習メモ「第三者への権利介入はより慎重であるべきため、法律が具体的な要件を置いている。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「滞納者に対する搜索」は妥当 / B「第三者への搜索」も妥当
- イ . A「滞納者に対する搜索」は妥当 / B「第三者への搜索」は不妥当
- ウ . A「滞納者に対する搜索」は不妥当 / B「第三者への搜索」は妥当
- エ . A「滞納者に対する搜索」は不妥当 / B「第三者への搜索」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政上の搜索権限も存在するが、目的は滞納処分であり、犯罪捜査目的の権限とは区別される。Bの根拠：第三者への権利介入はより慎重であるべきため、法律が具体的な要件を置いている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0145 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「第三者への搜索」について、学習メモ「第三者への権利介入はより慎重であるべきため、法律が具体的な要件を置いている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「搜索の立会人」について、学習メモ「行政上の搜索でも手続保障が置かれている。実力的な調査権限ほど、権限だけでなく手続的限界を確認する。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「第三者への搜索」は妥当 / B「搜索の立会人」も妥当
イ．A「第三者への搜索」は妥当 / B「搜索の立会人」は不妥当
ウ．A「第三者への搜索」は不妥当 / B「搜索の立会人」は妥当
エ．A「第三者への搜索」は不妥当 / B「搜索の立会人」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：第三者への権利介入はより慎重であるべきため、法律が具体的な要件を置いている。Bの根拠：行政上の搜索でも手続保障が置かれている。実力的な調査権限ほど、権限だけでなく手続的限界を確認する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0146 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「搜索の立会人」について、学習メモ「行政上の搜索でも手続保障が置かれている。実力的な調査権限ほど、権限だけでなく手続的限界を確認する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「身分証明書」について、学習メモ「代執行の執行責任者と同様、行政調査でも権限行使者の身分を確認できる仕組みが重要である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「搜索の立会人」は妥当 / B「身分証明書」も妥当
イ．A「搜索の立会人」は妥当 / B「身分証明書」は不妥当
ウ．A「搜索の立会人」は不妥当 / B「身分証明書」は妥当
エ．A「搜索の立会人」は不妥当 / B「身分証明書」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政上の搜索でも手続保障が置かれている。実力的な調査権限ほど、権限だけでなく手続的限界を確認する。Bの根拠：代執行の執行責任者と同様、行政調査でも権限行使者の身分を確認できる仕組みが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0147 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「身分証明書」について、学習メモ「代執行の執行責任者と同様、行政調査でも権限行使者の身分を確認できる仕組みが重要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「犯罪捜査との区別」について、学習メモ「行政調査と刑事捜査は、権利介入が似る場面でも目的・法的根拠・手続が異なる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「身分証明書」は妥当 / B「犯罪捜査との区別」も妥当
イ．A「身分証明書」は妥当 / B「犯罪捜査との区別」は不妥当
ウ．A「身分証明書」は不妥当 / B「犯罪捜査との区別」は妥当
エ．A「身分証明書」は不妥当 / B「犯罪捜査との区別」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代執行の執行責任者と同様、行政調査でも権限行使者の身分を確認できる仕組みが重要である。Bの根拠：行政調査と刑事捜査は、権利介入が似る場面でも目的・法的根拠・手続が異なる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0148 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「犯罪捜査との区別」について、学習メモ「行政調査と刑事捜査は、権利介入が似る場面でも目的・法的根拠・手続が異なる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「行政調査の比例・相当性」について、学習メモ「行政調査は法的根拠があるだけで無制限になるわけではなく、具体的な必要性和相当性が要求される。」を誤った整理として退ける。
ア．A「犯罪捜査との区別」は妥当 / B「行政調査の比例・相当性」も妥当
イ．A「犯罪捜査との区別」は妥当 / B「行政調査の比例・相当性」は不妥当
ウ．A「犯罪捜査との区別」は不妥当 / B「行政調査の比例・相当性」は妥当
エ．A「犯罪捜査との区別」は不妥当 / B「行政調査の比例・相当性」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政調査と刑事捜査は、権利介入が似る場面でも目的・法的根拠・手続が異なる。Bの根拠：行政調査は法的根拠があるだけで無制限になるわけではなく、具体的な必要性和相当性が要求される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0149 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「行政調査の比例・相当性」について、学習メモ「行政調査は法的根拠があるだけで無制限になるわけではなく、具体的な必要性和相当性が要求される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「実効性確保の総合事例」について、学習メモ「行政法の実効性確保では、 何の義務・目的か、どの法的手段か、 その法的根拠と手続要件は何か、の順で整理する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「行政調査の比例・相当性」は妥当 / B「実効性確保の総合事例」も妥当

イ．A「行政調査の比例・相当性」は妥当 / B「実効性確保の総合事例」は不妥当

ウ．A「行政調査の比例・相当性」は不妥当 / B「実効性確保の総合事例」は妥当

エ．A「行政調査の比例・相当性」は不妥当 / B「実効性確保の総合事例」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政調査は法的根拠があるだけで無制限になるわけではなく、具体的な必要性和相当性が要求される。 Bの根拠：行政法の実効性確保では、何の義務・目的か、 どの法的手段か、 その法的根拠と手続要件は何か、の順で整理する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0150 義務履行確保・行政調査 > 行政調査・実効性確保の総合 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「実効性確保の総合事例」について、学習メモ「行政法の実効性確保では、 何の義務・目的か、どの法的手段か、 その法的根拠と手続要件は何か、の順で整理する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「行政調査の法的根拠」について、学習メモ「「調査」という名称だけで一括りにせず、任意性・強制性・法的根拠・目的を分けて検討する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「実効性確保の総合事例」は妥当 / B「行政調査の法的根拠」も妥当

イ．A「実効性確保の総合事例」は妥当 / B「行政調査の法的根拠」は不妥当

ウ．A「実効性確保の総合事例」は不妥当 / B「行政調査の法的根拠」は妥当

エ．A「実効性確保の総合事例」は不妥当 / B「行政調査の法的根拠」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政法の実効性確保では、 何の義務・目的か、 どの法的手段か、 その法的根拠と手続要件は何か、の順で整理する。 Bの根拠：「調査」という名称だけで一括りにせず、任意性・強制性・法的根拠・目的を分けて検討する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01